

# 第VI章 考 察

## 1 条 坊 復 原

左京七条一坊十六坪の四周には、東に東一坊大路、西に東一坊坊間東小路、北に六条大路、南に七条条間北小路が通る。しかし、発掘調査で確認できた交差点は、北小路と東小路の交差点だけであるため、十六坪四周の道路や側溝の国土方眼座標に対する振れ、さらには、周辺における条坊関係遺構の発掘調査の成果等から、十六坪の一辺の長さ、平城京における位置関係等を検討する。関連する条坊関係遺構の計測座標値および推定値の一覧を Tab. 22 に、その位置を Fig. 43 に示した。なお、奈良時代の尺度には、大宝令に定める大尺と小尺の2種類があり、平城京造営当初の条坊設定には、「度地」尺として規定されている大尺が基本的に用いられている<sup>1)</sup>。造営に用いた1小尺の長さは、過去の調査成果から、0.294～0.297 m となるが、計測値等を小尺に換算するにあたっては、1小尺は0.296 m、1大尺はその1.2倍の0.355 m を用いる。

### A 十六坪四周の道路復原

**東一坊大路** 平城宮小子部門位置、および東一坊大路と二条大路の交差点部分の調査成果では、東一坊大路の両側溝の心々距離は23.6 m で、80尺(以下、たんに尺と記す場合は大宝令小尺を指す)

東一坊大路  
の 規 模

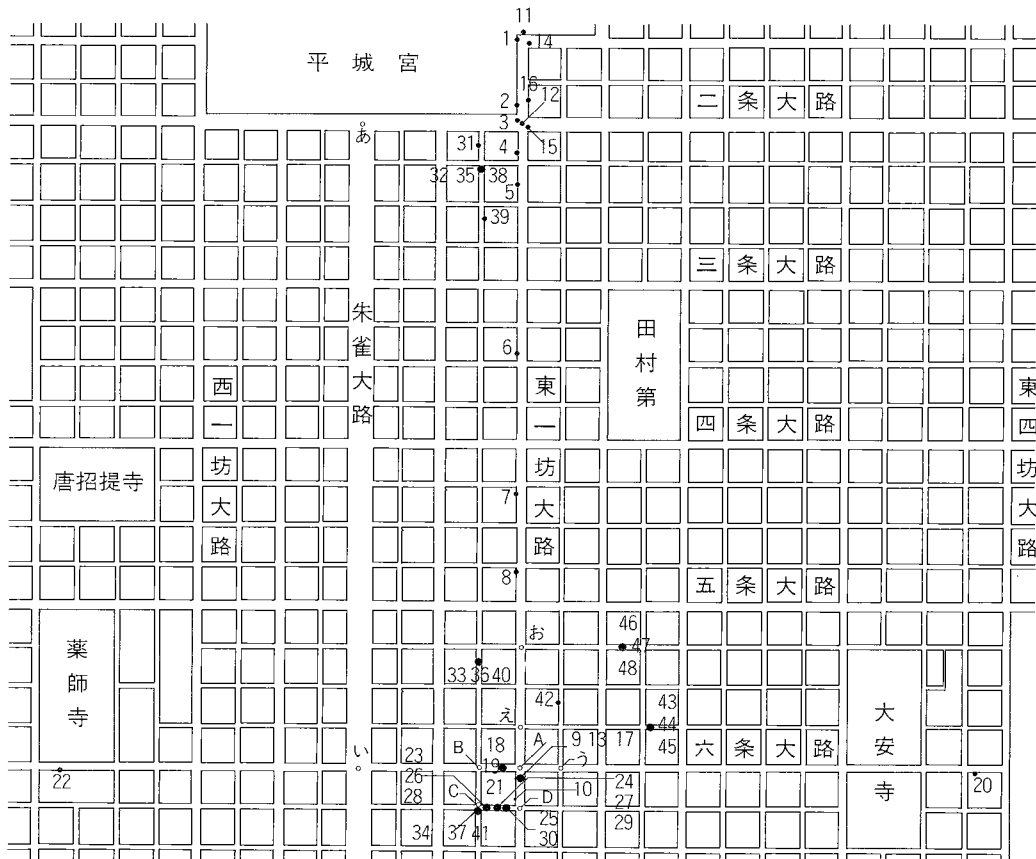


Fig. 43 関係条坊位置

Tab. 22 関係条坊計測座標一覧

| 地点 | 条 坊           | 種 別    | X 座 標       | Y 座 標      | 調査機関と調査回数       | 文献  |
|----|---------------|--------|-------------|------------|-----------------|-----|
| 1  | 東一坊大路         | 西側溝心   | -145,737.30 | -18,066.81 | 奈文研第39次         | 1*  |
| 2  | 東一坊大路         | 西側溝心   | -145,966.00 | -18,065.70 | 奈文研248—13次      | 2*  |
| 3  | 東一坊大路         | 西側溝心   | -146,021.43 | -18,065.47 | 奈文研第32次         | 3*  |
| 4  | 東一坊大路         | 西側溝心   | -146,122.00 | -18,064.45 | 奈文研234—9次       | 4*  |
| 5  | 東一坊大路         | 西側溝推定心 | -146,208.00 | -18,064.00 | 奈文研第118—8次      | 5   |
| 6  | 東一坊大路         | 西側溝心   | -146,791.98 | -18,069.48 | 榎考研1985年度       | 6   |
| 7  | 東一坊大路         | 西側溝心   | -147,235.00 | -18,058.23 | 奈良市第316次        | 7   |
| 8  | 東一坊大路         | 西側溝西肩  | -147,500.00 | -18,060.80 | 奈良市第249次        | 8*  |
| 9  | 東一坊大路         | 西側溝心   | -148,177.10 | -18,052.80 | 奈文研第252次        |     |
| 10 | 東一坊大路         | 西側溝心   | -148,271.50 | -18,052.10 | 奈文研第253次        |     |
| 11 | 小子部門心         | 門心     | -145,729.60 | -18,054.90 | 奈文研第39次         | 9   |
| 12 | 東一坊大路・二条大路    | 交差点心   | -146,018.49 | -18,053.56 | 奈文研第32次         | 3   |
| 13 | 東一坊大路         | 道路心    | -148,177.45 | -18,042.34 | 奈文研第252次        |     |
| 14 | 東一坊大路         | 東側溝心   | -145,763.24 | -18,043.13 | 奈文研第39次         | 10  |
| 15 | 東一坊大路         | 東側溝心   | -146,039.49 | -18,041.53 | 奈文研第32次         | 3*  |
| 16 | 東一坊大路         | 東側溝心   | -145,959.80 | -18,041.50 | 奈文研248—13次      | 2*  |
| 17 | 東一坊大路         | 東側溝心   | -148,177.80 | -18,030.50 | 奈文研第252次        |     |
| 18 | 六条大路          | 北側溝心   | -148,138.40 | -18,097.60 | 奈文研第252次        |     |
| 19 | 六条大路          | 道路心    | -148,145.55 | -18,097.60 | 奈文研第252次        |     |
| 20 | 六条大路          | 南側溝心   | -148,144.30 | -16,540.07 | 榎考研1988年度       | 11  |
| 21 | 六条大路          | 南側溝心   | -148,152.70 | -18,097.60 | 奈文研第252次        |     |
| 22 | 六条大路          | 南側溝心   | -148,160.72 | -19,554.76 | 奈文研昭和50年度薬師寺    | 12  |
| 23 | 七条条間北小路       | 北側溝心   | -148,277.80 | -18,170.00 | 奈文研第254次        |     |
| 24 | 七条条間北小路       | 北側溝心   | -148,277.65 | -18,113.00 | 奈文研第254次        |     |
| 25 | 七条条間北小路       | 北側溝心   | -148,278.15 | -18,083.00 | 奈文研第253次        |     |
| 26 | 七条条間北小路       | 道路心    | -148,281.25 | -18,170.00 | 奈文研第254次        |     |
| 27 | 七条条間北小路       | 道路心    | -148,281.53 | -18,083.00 | 奈文研第253次        |     |
| 28 | 七条条間北小路       | 南側溝心   | -148,284.70 | -18,170.00 | 奈文研第254次        |     |
| 29 | 七条条間北小路       | 南側溝心   | -148,284.90 | -18,083.00 | 奈文研第253次        |     |
| 30 | 七条条間北小路       | 南側溝心   | -148,284.35 | -18,067.00 | 奈良市第253次        |     |
| 31 | 東一坊坊間東小路      | 西側溝心   | -146,096.00 | -18,190.20 | 奈文研第242—9次      | 13* |
| 32 | 東一坊坊間東小路      | 西側溝心   | -146,215.00 | -18,189.40 | 奈文研第230次        | 14  |
| 33 | 東一坊坊間東小路      | 西側溝心   | -147,795.00 | -18,182.35 | 奈良市第139次        | 15  |
| 34 | 東一坊坊間東小路      | 西側溝東肩  | -148,282.00 | -18,179.30 | 奈文研第254次        |     |
| 35 | 東一坊坊間東小路      | 道路心    | -146,215.00 | -18,185.88 | 奈文研第230次        | 14  |
| 36 | 東一坊坊間東小路      | 道路心    | -147,795.00 | -18,179.11 | 奈良市第139次        | 15  |
| 37 | 東一坊坊間東小路      | 推定道路心  | -148,282.00 | -18,176.49 | 奈文研第254次        |     |
| 38 | 東一坊坊間東小路      | 東側溝心   | -146,215.00 | -18,182.35 | 奈文研第230次        | 14  |
| 39 | 東一坊坊間東小路      | 東側溝心   | -146,342.00 | -18,182.00 | 奈文研第46次         | 16  |
| 40 | 東一坊坊間東小路      | 東側溝心   | -147,795.00 | -18,175.88 | 奈良市第139次        | 15  |
| 41 | 東一坊坊間東小路      | 東側溝心   | -148,282.00 | -18,173.23 | 奈文研第254次        |     |
| 42 | 東二坊坊間西小路      | 西側溝心   | -147,930.00 | -17,914.00 | 奈良市第255次        | 17  |
| 43 | 六条条間南小路       | 北側溝心   | -148,010.15 | -17,621.80 | 榎考研1987年度       | 18* |
| 44 | 六条条間南小路       | 道路心    | -148,013.25 | -17,621.80 | 榎考研1987年度       | 18* |
| 45 | 六条条間南小路       | 南側溝心   | -148,016.35 | -17,621.80 | 榎考研1987年度       | 18* |
| 46 | 六条条間北小路       | 北側溝心   | -147,740.67 | -17,701.00 | 奈良市1983年度(第45次) | 19  |
| 47 | 六条条間北小路       | 道路心    | -147,743.75 | -17,701.00 | 奈良市1983年度(第45次) | 19  |
| 48 | 六条条間北小路       | 南側溝心   | -147,747.38 | -17,701.00 | 奈良市1983年度(第45次) | 19  |
| あ  | 朱雀大路・二条大路     | 交差点心   | -146,019.36 | -18,586.32 | 朱雀門心の70大尺南      |     |
| い  | 朱雀大路・六条大路     | 交差点心   | -148,148.14 | -18,576.61 | 方程式9・3の交点       |     |
| う  | 六条大路・東二坊坊間西小路 | 推定交差点心 | -148,144.55 | -17,912.90 | 方程式3・10の交点      |     |
| え  | 東一坊大路・六条条間南小路 | 推定交差点心 | -148,025.52 | -18,043.18 | 方程式1・11の交点      |     |
| お  | 東一坊大路・六条条間北小路 | 推定交差点心 | -147,745.60 | -18,044.56 | 方程式1・12の交点      |     |

座標値は小数第3位を四捨五入して記した。\*は当該調査の実測図または概要掲載図より計測した。

## 文 献

- 奈文研「第39次調査東面南門推定地東側」『年報1967』1967 pp. 42—45
- 奈文研「小子門および東一坊大路の調査」『1994年度平城概報』1995 pp. 21・22
- 奈文研「平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告」1995 p. 498
- 奈文研「東一坊大路西側溝の調査」『1992年度平城概報』1993 p. 73
- 奈文研「奈良国立文化財研究所三十年史」1982 p. 195
- 榎考研「平城京左京四条一坊十五坪」『1985年度奈良県概報』1986 p. 105
- 奈良市教委「平城京左京五条一坊十五坪・東一坊大路の調査 第316次」『奈良市概要平成6年度』1995 pp. 101—103
- 奈良市教委「平城京五条一坊十三・十四坪・柏木遺跡の調査 第249次」『奈良市概要平成4年度』1993 pp. 45—51
- 奈文研「平城宮小子門の再検討」『奈良国立文化財研究所年報1994』1994 pp. 66・67
- 奈文研「左京三条二坊四坪の調査 第215—16次」『1990年度平城概報』1991 p. 88
- 榎考研「平城京左京七条四坊十六坪調査報告」『奈良県概報1988年度(第2分冊)』1989 pp. 5—15
- 奈文研「薬師寺発掘調査報告」1987 p. 202
- 奈文研「左京三条一坊九・十六坪(境)の調査 第242—9次」『1993年度平城概報』1994 p. 74
- 奈文研「左京三条一坊十・十五・十六坪の調査 第230次」『1992年度平城概報』1993 pp. 57—66
- 奈良市教委「平城京左京六条一坊十・十五坪坪境小路の調査 第139次」『奈良市概要昭和62年度』1988 p. 49
- 小沢毅「条坊の復原」『平城京左京三条一坊十四坪発掘調査報告』1995 p. 38
- 奈良市教委「平城京左京六条二坊三坪の調査 第225次」『奈良市概要平成3年度』1992 pp. 68・69
- 榎考研「平城京左京六条二坊十三・十四坪発掘調査概報」『奈良県概報』別冊 1988 pp. 1—18
- 奈良市教委「平城京左京六条二坊九・十坪の調査」『昭和58年度奈良市概要』1984 pp. 44—47

に復原できる<sup>2)</sup>。今回の調査成果では、両側溝の心々距離は22.3 mで、75.3尺となる。ただ、西側溝は奈良時代末に改修しており、溝開削時の溝幅や溝心は明らかでない。一方、東側溝は、幅約3 mで、堆積状況からみても、比較的高い確率で溝心を捉えることができる。そこで、東側溝心から40尺西を東一坊大路の道路心(地点13)として、平城宮小子部門(地点11)との間の方位の振れを計算すると、東一坊大路は国土方眼座標に対し、 $0^{\circ}17'38''$ 北で西に振れる。

**六条大路** 今回検出した六条大路の両側溝心々距離は14.3 mであるので、40大尺で計画したとみることができる。しかし、国土方眼座標に対する六条大路の造営方位の振れは、わずか長さ約8 mを検出したに過ぎないため明らかでない。七条条間北小路と平行とみることでもできるが、後述するように、北小路両側溝の振れが一定でないため、ここでは、同じ左京域で検出した六条大路南側溝心(地点20)との間の振れを算出した。その結果、南側溝は、国土方眼座標に対して $0^{\circ}18'33''$ 東で北に振れる。六条大路については、一応、これと同様の振れを持ち、南北両側溝の midpoint(地点19)を通るものとする。

六条大路の  
規 模

**七条条間北小路** 南北両側溝は完全に平行しているわけではなく、また、それぞれ一定の振れを示している状況ではないが、両側溝の心々距離は約7.1 m、20大尺とみることができる。両側溝を通る平行な2直線から割り出した道路中心線の方位は、国土方眼座標に対し、 $0^{\circ}02'01''$ 東で北に振れる。

**東一坊坊間東小路** 七条条間北小路との交差点のみの検出であり、かつ、西側溝西岸が調査区外になるため、溝心々距離や方位の振れを明らかにしえなかった。しかし、左京六条一坊十・十五坪の調査<sup>3)</sup>では両側溝を検出し、溝心々距離は約6.5 mである。長さ約13 mにわたり検出した東側溝の方位は、国土方眼座標に対して $0^{\circ}18'42''$ 北で西に振れる。本調査地における溝心々距離もそれと同規模とし、両地点間の道路中心線の方位東側溝も同じ振れとする。

十六坪各辺  
の 規 模

以上の作業から求められた道路中心線と十六坪四周の溝心計画線の方程式を Tab. 23に、それらの交点の座標を Tab. 24に、位置関係を Fig. 44に示した。道路中心線の交点間は、A—B間が134.98 m、B—C間が135.36 m、C—D間が134.95 m、D—A間が136.01 m となり、いずれも、計画寸法である450尺(133.2 m)よりも大きい。また、仮にこれらが450尺であったとすると、1小尺は0.300~0.302 m となり、従来の成果からみると長すぎる。なお、溝心計画線の交点では、a—b間が119.89 m、b—c間が124.41 m、c—d間が119.86 m、d—a間が125.25 m となる。

Tab. 23 条坊遺構の関数化

|    | 条 坊 遺 構         | 方 程 式                                         |
|----|-----------------|-----------------------------------------------|
| 1  | 東一坊大路 道路中心線     | $X = -\cot 0^{\circ}17'38'' Y - 3,664,494.49$ |
| 2  | 東一坊大路 西側溝中心線    | $X = -\cot 0^{\circ}17'38'' Y - 3,667,940.83$ |
| 3  | 六条大路 道路中心線      | $X = \tan 0^{\circ}18'33'' Y - 148,047.89$    |
| 4  | 六条大路 南側溝中心線     | $X = \tan 0^{\circ}18'33'' Y - 148,055.31$    |
| 5  | 七条条間北小路 道路中心線   | $X = \tan 0^{\circ}02'01'' Y - 148,270.68$    |
| 6  | 七条条間北小路 北側溝中心線  | $X = \tan 0^{\circ}02'01'' Y - 148,267.13$    |
| 7  | 東一坊坊間東小路 道路中心線  | $X = -\cot 0^{\circ}18'42'' Y - 3,488,640.12$ |
| 8  | 東一坊坊間東小路 東側溝中心線 | $X = -\cot 0^{\circ}18'42'' Y - 2,488,041.57$ |
| 9  | 朱雀大路 道路中心線      | $X = -\cot 0^{\circ}15'41'' Y - 4,220,065.16$ |
| 10 | 東二坊坊間西小路 西側溝中心線 | $X = -\cot 0^{\circ}17'38'' Y - 3,639,257.38$ |
| 11 | 六条条間南小路 道路中心線   | $X = \tan 0^{\circ}18'33'' Y - 147,918.21$    |
| 12 | 六条条間北小路 道路中心線   | $X = \tan 0^{\circ}18'33'' Y - 147,648.23$    |

Tab. 24 十六坪四隅の座標

| 交点 | X           | Y          |
|----|-------------|------------|
| A  | -148,145.25 | -18,042.51 |
| B  | -148,145.98 | -18,177.49 |
| C  | -148,281.34 | -18,176.76 |
| D  | -148,281.26 | -18,041.81 |
| a  | -148,152.47 | -18,054.31 |
| b  | -148,153.38 | -18,174.20 |
| c  | -148,277.79 | -18,173.52 |
| d  | -148,277.72 | -18,053.66 |

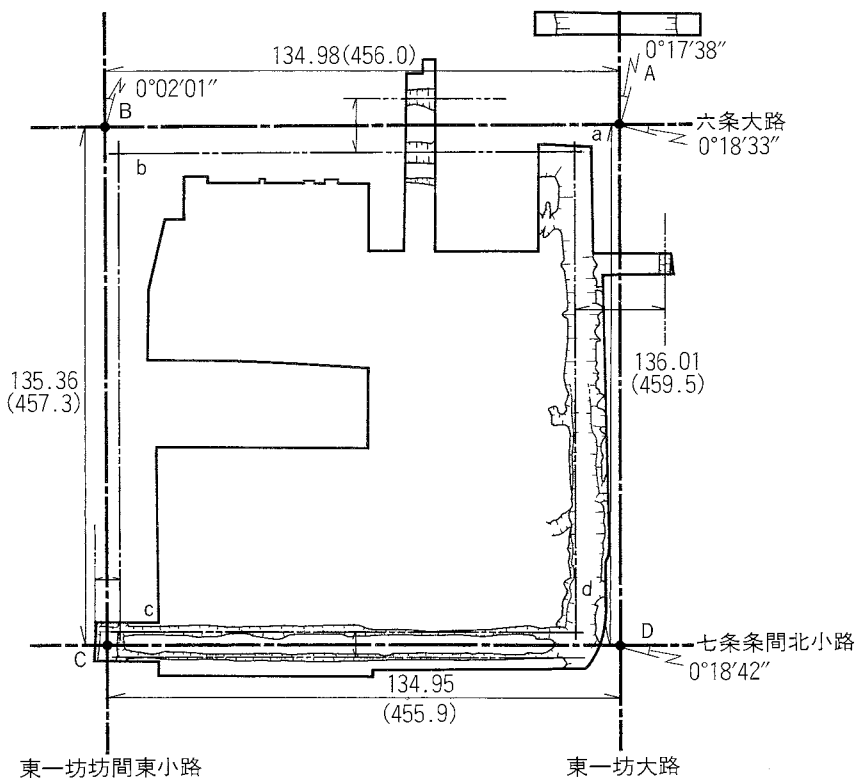


Fig. 44 十六坪四周の条坊復原

## B 左京七条一坊十六坪の位置

上述したように、十六坪は東西・南北ともに従来の1坊より大きいことが明らかになった。そこで、十六坪の平城京における東西位置、南北位置を検討するために、これに関連する条坊遺構の方程式と推定した道路交差点の座標値も、それぞれ Tab. 23・24 に記した。

十六坪の  
東西位置

まず、東一坊大路と東一坊坊間東小路の朱雀大路に対する位置関係を検討する。朱雀大路は国土方眼座標に対し、 $0^{\circ}15'41''$  北で西に振れることが明らかになっている<sup>4)</sup>。朱雀大路中心線と二条大路中心線との交点(地点あ・朱雀門心の70大尺南)から、朱雀大路中心線と六条大路中心線の交点(地点い)を算出し、いーB間の距離を求めると399.42 m (1,349.4尺)となる。これは、計画寸法の1,350尺に極めて近く、東一坊坊間東小路は朱雀大路中心線を基準として施工したとみて、まず間違いない。これに対し、AーB間の距離は134.98 m (456.0尺)であり、計画寸法450尺より長い。二条大路では東一坊坊間東小路と東一坊大路は、ほぼ計画寸法通りに施工している<sup>5)</sup>ので、この差は東一坊大路の振れが朱雀大路の振れより大きいことに起因しているであろう。なお、東一坊大路の東を通る東二坊坊間西小路については、両側溝の心々距離は明らかではないが、左京六条二坊三坪の調査で西側溝を検出している<sup>6)</sup>。東二坊坊間西小路が今回検出した東一坊大路と同じ振れとすると、六条大路との交点(地点う)と、この西側溝心の距離は129.61 m となる。これと1坪分の計画長133.2 m との差3.59 m は、道路の1/2の距離であるので、東二坊坊間西小路の側溝心々距離は7.18 m であったことになり、ほぼ20大尺の計画寸法であったことがわかる。したがって、十六坪の西辺はほぼ計画通りに施工され、東辺は東一坊大路が2.5～5

尺東へずれることになる。

次に、六条大路と七条条間北小路の位置関係について検討する。二条大路と東一坊大路の交差点心(地点12)から六条大路と東一坊大路の交点Aまでの距離は2,126.79 m(7,185.1尺)で、計画寸法より4.41 m(14.9尺)短い。つまり、その分、六条大路が北に位置していることになる。ただし、距離が長いため、7200尺で除した場合、1小尺は0.295 m となり、基準尺の範囲に収まる。一方、左京六条二坊十三・十四坪の調査で明らかになった六条条間南小路<sup>7)</sup>がその道路心(地点44)を通り、六条大路と平行とすると、東一坊大路との交点(地点え)とAの距離は129.74 m(438.3尺)となり、六条大路は約3.5 m 北に位置することになる。ところが、左京六条二坊九・十坪の調査で検出した六条条間北小路<sup>8)</sup>が道路心(地点47)を通り、六条大路と平行とすると、それぞれの東一坊大路との交点(地点お・地点A)の距離は、399.66 m(1,350.2尺)で、計画寸法(450尺×3)通りと考えられる。また、本調査の結果から、六条大路と七条条間北小路の距離は136.0 m であり、計画寸法より2.8 m ほど長い。以上のような状況からは、六条大路・六条条間北小路と六条条間南小路・七条条間北小路の間で、条坊施工に相対的なずれのあったことが指摘できる。

十六坪の  
南北位置

Tab. 25 大路両側溝の心々距離

| 条 坊 道 路 | 調 査 位 置 | 計 測 値 (m)     | 計 画 寸 法 | 文 献  |
|---------|---------|---------------|---------|------|
| 朱雀大路    | 左京・右京六条 | 73.4—74.0     | 210大尺   | 1    |
| 東一坊坊間大路 | 左京三条    | 21.3          | 60大尺    | 2    |
| 東一坊大路   | 二条大路    | 23.69         | 80小尺    | 3*   |
| 東二坊坊間大路 | 左京二条    | —             | 50大尺    | 4    |
| 東二坊坊間大路 | 左京二条    | 10.48         | 30大尺    | 5    |
| 東四坊大路   | 左京四条    | 15.7          | 45大尺    | 6    |
| 東五坊大路   | 左京五条    | 27.8          | (80大尺か) | 7    |
| 西一坊坊間大路 | 右京八条    | 24.550—25.725 | 70大尺    | 8    |
| 西一坊大路   | 右京一条    | 24.87         | 70大尺    | 3**  |
| 西二坊大路   | 右京二条    | 15.9          | (45大尺か) | 9    |
| 西三坊大路   | 右京五条    | 21.3          | 60大尺    | 3*** |
| 一条条間大路  | 右京二坊    | 15.9          | (45大尺か) | 10   |
| 二条条間大路  | 左京二坊    | 17.2          | (50大尺か) | 11   |
| 二条条間大路  | 左京四坊    | 15.7          | (45大尺か) | 12   |
| 二条条間大路  | 右京三坊    | 14            | (40大尺か) | 13   |
| 二条大路    | 左京二坊    | 31.9          | 90大尺    | 3    |
| 二条大路    | 宮城南辺    | 37.31         | 105大尺   | 3**  |
| 三条大路    | 右京四坊    | 22.7          | 65大尺    | 14   |
| 三条大路    | 左京四坊    | 15.7          | 45大尺    | 14   |
| 六条大路    | 左京一坊    | 14.2          | 40大尺    | 本報告  |

#### 文 献

- 1 奈良市『平城京朱雀大路発掘調査報告』1974 p.21
- 2 井上和人「都城の定型化」『季刊考古学』第22号 1988 p.25
- 3 井上和人「古代都城制地割再考」『研究論集VII』1985 (\* p.68、\*\* p.57、\*\*\* p.59)
- 4 本中真「道路と敷地」『長屋王邸宅と木簡』1991 p.48
- 5 高瀬要一「条坊復原と建物配置計画」『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』1995 p.499
- 6 奈良市教委「平城京左京(外京)四条五坊一坪の調査」『奈良市概要平成7年度』1996 p.47
- 7 奈良市教委「平城京左京五条六坊二坪・東五坊大路の調査」『奈良市概要平成7年度』1996 p.87
- 8 奈文研『平城京右京八条一坊十一坪発掘調査報告書』1984 p.5、p.64
- 9 奈良市教委「平城京右京二条三坊二・三坪の調査 第283次」『奈良市概要平成5年度』1994 p.66 (掲載図より測定)
- 10 奈良市教委「平城京右京一条二坊十四坪の調査」『奈良市概要平成2年度』1991 p.25
- 11 奈文研「第39次調査東面南門推定地東側」『年報1967』1967 (平城宮跡第39次調査実測図より測定)
- 12 奈良市教委「平城京左京二条四坊・二条条間路の調査」『奈良市概要平成7年度』1996 p.71 (掲載図より測定)
- 13 奈良市教委「平城京右京二条三坊七坪の調査」『奈良市概要平成7年度』1996 p.38
- 14 奈良市教委「平城京左京(外京)四条五坊一坪の調査」『奈良市概要平成7年度』1996 p.49

## C ま と め

十六坪は計画寸法に基づく1坪より広かった。ただ、東西方向については、溝の改修等により、西側溝心が当初計画より東になった結果として捉えることもできよう。一方、周辺の条坊の施工状況を見ると、平城京全体の施工計画から逸脱していることを積極的に示すデータはない。とすれば、十六坪および十六坪に隣接した坪、とりわけ、南接する十五坪との間で、局所的に規格外の施工を実施したとみなければならない。その要因については、今回実施した十六坪の調査成果だけでは判断できない。

一方、六条大路については、今回の調査で初めてその両側溝を検出したのであるが、その位置もさることながら、従来想定されていた規模よりかなり小さいものであることが明らかになった。平城宮の大垣に開く門を起点とする条間大路、坊間大路も含め、現在までに明らかになっている大路の両側溝心々距離を Tab. 25 に記したが、大路両側溝の心々距離には、いくつかの規格があり、東一坊大路を除くと、他の大路は、ほぼ5大尺の倍数であることがわかる。さらに、同じ大路でも、場所によって規模を異にする場合があるようで、今回検出した六条大路についても、同様の可能性を否定できない。しかし、六条大路が右京域においても40大尺の規模であれば、従来問題とされてきた薬師寺南門と六条大路の関係<sup>9)</sup>については、解決をみることになる。また、二条大路は平城宮前面における路面を広くするために、北側溝を北に寄せ、道路計画線は南側溝から両側溝心々距離の1/3の位置にある<sup>10)</sup>。薬師寺、大安寺の南門の前を通る六条大路についても、そういった特殊性を考えるべきなのか、あるいは、40大尺という規模が平城京南半の一般的傾向なのか、即断はできない。

条坊道路の位置や規模は、平城京における位置や道路計画線との位置関係と密接に関係する。今後、平城京造営の計画手法や施工の実態等のなかで論じていかなければならないであろう。そのためにも、平城京の都市構造に関するさらなるデータの蓄積が求められる。

- 1) 井上和人「古代都城制地割再考」『研究論集VII』1985 p. 88
- 2) 井上和人 註1) 前掲書 p. 69
- 3) 奈良市教委「平城京左京六条一坊十・十五坪坪境小路の調査 第139次」『奈良市概要昭和62年度』1988 p. 49
- 4) 奈良市『平城京朱雀大路発掘調査報告』1974 p. 21
- 5) 奈文研「左京三条一坊十・十五・十六坪の調査 第230次」『1992年度平城概報』1993 pp. 65—66
- 6) 奈良市教委「平城京左京六条二坊三坪発掘調査報告」『奈良市概要昭和56年度』1982 pp. 45—52  
奈良市教委「平城京左京六条二坊三坪の調査 第225次」『奈良市概要平成3年度』1992 pp. 68—69
- 7) 檀考研「平城京左京六条二坊十三・十四坪発掘調査概報」『奈良県概報1987年度』別冊 1988
- 8) 奈良市教委「平城京左京六条二坊九・十坪の調査」『奈良市概要昭和58年度』1984 pp. 44—47
- 9) 『薬師寺発掘調査報告』(奈文研 1987 p. 203)では、薬師寺南門の南の発掘調査で六条大路南側溝(地点18)を検出しており、六条大路両側溝心々距離を80尺(23.62 m)とすると、北側溝と門基壇が重なることが指摘されている。
- 10) 井上和人 註1) 前掲書 p. 57

## 2 遺構の変遷

### A はじめに

第III章3で述べたとおり、左京七条一坊十五・十六坪では、建物58棟、堀49条、溝15条、井戸11基などの遺構を検出している。しかし、十五坪については発掘区が坪北辺に限られており、遺構が少なく、時期を定める遺物も乏しく、遺構変遷の検討に至らなかった。

これに対し、左京七条一坊十六坪は、東一坊大路と六条大路の交差点の南西角に位置する。東一坊大路は、平城宮東南の入隅部に開く宮城門の一つである小子部門から南へ延びる大路で、その西側溝は平城宮・京の基幹排水路の一つにもなっている。また六条大路は薬師寺、大安寺という京内二大官寺の南門前を通る大路である。左京七条一坊十六坪は、このように京域でも重要な二大路の交差点の一隅を占める坪として注目される。十六坪についても、およそ1/4の未発掘部分があり、遺構の重複関係から新旧が判明するものは稀で、遺構の時期を示す遺物の出土も少ない状況である。ここでは十六坪の遺構について、乏しい手掛かりから想定される遺構の変遷を示す。

十六坪の遺構は、I期～VI期の6期に区分したが、ここでは遺構に伴って出土した土器の年代観をもとに、各時期の年代を想定した。I期は平城京造営期にあたる和銅年間(708～715年頃)、II期は恭仁京遷都まで(715～750年頃)、III期は平城遷都後から神護景雲年間まで(745～770年頃)、IV期は奈良時代末から平安時代初頭(770～800年頃)、V期は平安時代前期(9世紀頃)、VI期は瓦器の時期で平安時代中頃(10世紀頃)という年代を与える。以下、左京七条一坊十六坪における各期の建築遺構の配置と、坪内の利用状況について考察する。

### B I期の遺構 (Fig. 45)

和銅年間の平城京造営期にあたる。I期の遺構は坪の西半で検出している。坪南辺の中央付近に桁行6間と比較的規模の大きい南北棟SB6555が建ち、その北西に一回り小さい南北棟SB6570が建つ。SB6555の西24mには東西棟SB6580が建つ。SB6555の西14.5mに南北堀SA6571があるが、全長4間と短く、SB6555・SB6570とSB6580の間を明瞭に区画するものではない。SB6570の東13.5mには南北堀SA6546とその北端でT字形に接続する東西堀SA6547があるが、いずれも2間のごく短い堀である。また坪の北西隅近くには東西棟SB6652が建ち、その南北両側に東西堀SA6644・SA6655があるが、どちらも短い堀である。坪東半で検出した東西溝SD6430だけが坪を南北に二分した可能性をもつ。これは道路側溝で囲まれた敷地を南北に二分するのではなく、六条大路と七条条間北小路の路面心々距離の二等分線に近い。ただし、付近に遺構がなく、後述するように、II期以降も必ずしも建物配置の基準となっていない。区画施設としても、果たして機能していたどうかは疑問である。

地 割 溝  
SD6430

また建物遺構の振れをみると、国土座標系に対して、北で西へ1°25′から2°00′の振れをもつものが多いが、SB6652は西へ3°00′と大きめの振れをもち、また坪南西隅に近いSB6580は逆に東へ4°30′の振れを測るなど、ばらつきが大きい。

この時期には2基の井戸が掘られる。坪南辺中央に近いSE6558が最も古いが、I期のうちにSB6555の建設に伴って、井戸SE6557に作り替えている。

このようにI期の建物遺構は、ある程度の規模をもつが、間隔を大きくとっており、坪内の利用密度は低い状況である。塀もごく小規模なものである。この時期には坪内を区画せず、一体として用いていたようである。坪外周の閉塞施設もまだ存在しない時期と考えられる。建物は坪西半に集中しており、比較的規模の大きい建物はあるが、中心的な建物を見いだすことができない。配置にも明瞭な規則性は認められず、官人等の一般的な宅地とは考えがたい状況である。

京造営に関  
わる施設

先にも述べたとおり、左京七条一坊十六坪は、東一坊大路と六条大路の二つの主要街路の交差点の一角に面しており、東には物資運搬にも利用しうる東一坊大路西側溝がある。このような地理的条件も考慮すると、I期の遺構は、宅地でないとすると、平城京の造営工事に関わる拠点施設のの一つとして理解することも可能であろう。建物配置に規則性がない等の点も、工事の管理や物資の集積といった、京造営期の仮設的な施設であったためであり、坪の東半に広がる空地は、大量の物資を取り扱う場として機能したのであろう。

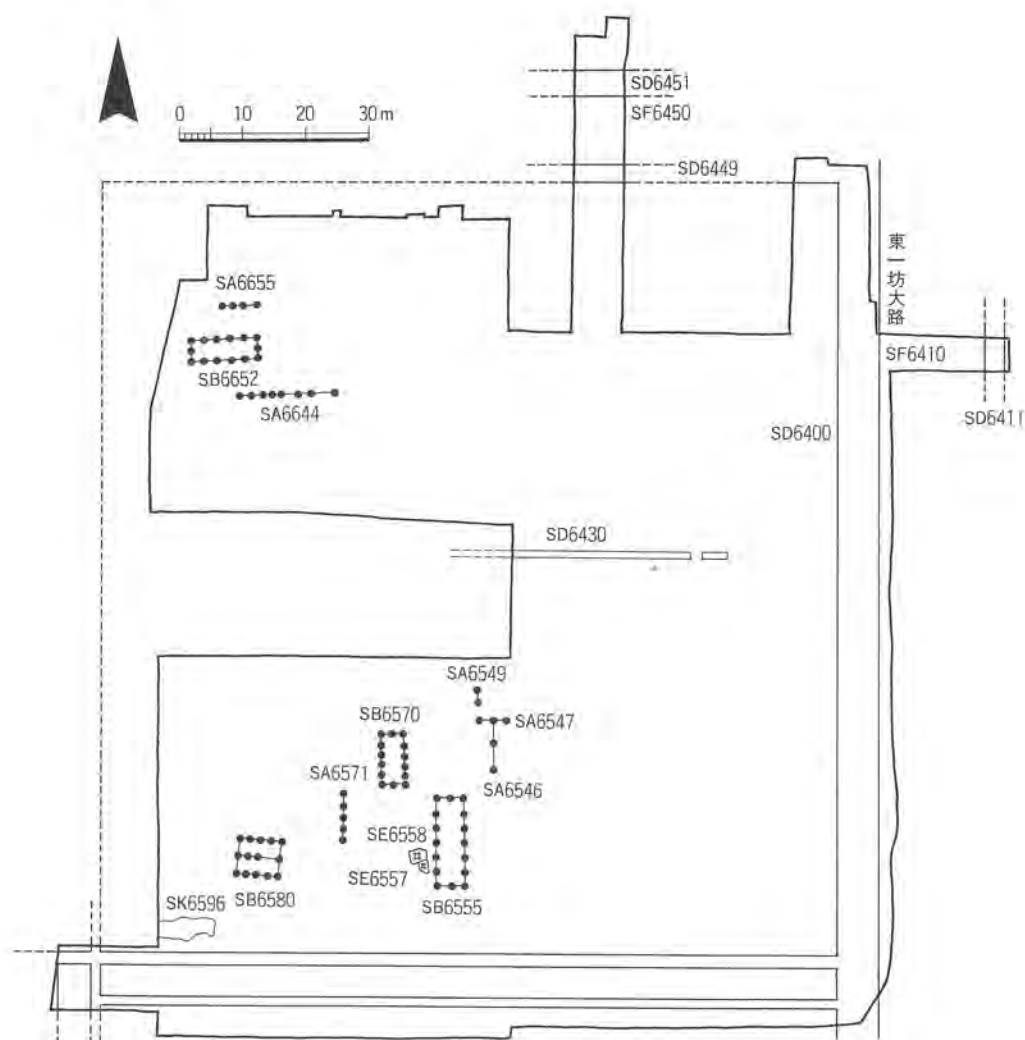


Fig. 45 I期の遺構

## C II期の遺構 (Fig. 46)

坪内の建物整備が進行し、計画的な敷地利用が始まる。II期の建物遺構は国土座標系に対して、北で東へ0°20'から1°30'の振れをもつものが多い。坪の東西・南北での使い分けが認められるが、I期に設定した東西地割溝 SD6430は建物配置の直接の基準には用いず、配置計画には別に基準を設けているようである。

坪は南北に分割したのち、南半を南北塀 SA6548で東西に二分する。南西部ではさらに南北塀 SA6576を設けて東西に二分する。SA6576はSA6548の西100尺にあり、さらに西へ100尺で、東一坊坊間東小路東側溝 SD6614に至る。しかし、SA6576は柱間隔が間遠で区画施設にはなりえない。しかも同じII期の遺構であるSA6559・SB6575と重複しており、短期間で取り払われたことが明らかである。このSA6576は建物建設に際して目印とした仮設的な杭列であったと考えられる。また、南辺は七条条間北小路北側溝 SD6472から北50尺にある東西塀 SA6559で区画されている。

SA6548 による坪の東西二等分

一方、坪南東部では、中央北寄りにこの時期の正殿 SB6425を、その南東に小規模な南北棟 SB6495を置く。南北方向の位置は、SB6425の北側柱通りから100尺でSB6495の北妻柱通り、さらに南へ100尺でSD6472に至る。また東西方向には、SB6495の桁行中央をSA6548から95尺とする。SB6495は東側柱通りがその1.5倍の142.5尺、SA6548から離れる。

100尺を基準とする配置計画

これらの遺構から、坪は南北方向には、七条条間北小路北側溝から50尺・100尺・200尺と分割していたと推定される。坪の南北長は200尺の倍の400尺となる。七条条間北小路北側溝から400尺の位置には北面築地南雨落溝 SD6446を検出しており、北小路北側溝と築地南雨落溝の間が宅地として認識されていたことになるであろう。一方、東西方向は、SA6548から西へは100尺・200尺の寸法で割り付けられ、SA6548から東へ200尺は、ほぼ東一坊大路西側溝西岸の位置にあたる。SA6548は坪の東西長を道路側溝間の400尺とした、その二等分線上にある。したがって、宅地としての規模は400尺四方で、北は築地南雨落溝、南は北小路北側溝、東は大路西側溝、西は東小路東側溝となる。SA6548・SA6576はこの400尺四方に基づく配置計画の存在を示しているよう。

宅地は400尺四方

しかしながら、坪南東部の建物遺構はSA6548から95尺、142.5尺にあることから、坪南東部については、東西長が190尺となる。つまり、東一坊大路西側溝西岸から10尺分を配置計画から除いている。このことは、そこに築地塀等の閉塞施設の存在を想定させるものである。

坪南東部は東西190尺

400尺を基準とする配置計画に190尺の寸法が採り入れられた状況は、外周閉塞施設の施工の順序も示している。すなわち、宅地班給の時点では、築地塀は六条大路に面した北辺のみが完成しており、宅地として400尺四方の広さがあった。この段階における配置計画に基づき、南北塀 SA6548等を設けた後、東一坊大路側に築地塀を築造するため、宅地の東西長は390尺となった。その結果、正殿 SB6425を含む南東部だけ、東西長を190尺とし、SB6425とSB6495は南北位置は当初計画のままに、東西位置のみ西にずらして建てられたのであろう。

築地塀の施工順序

十六坪においては、大路に面した築地塀は、北辺が先行し、東辺が遅れて造られたことになる。前項で述べたように、I期に京造営の拠点があったとすると、大路西側溝からの物資の搬入などのために、東側を開放していた可能性が考えられるであろう。

正 殿 宅地内の建物配置をみると、坪南東部では既に述べたとおり、中央北寄りに南廂付の東西棟の正殿 SB6425を置き、その南東に南北棟 SB6495を配す。SB6425の南、SB6495の西には広く空閑地をとる。

坪南西部は南辺から八分の一を東西塀 SA6559で区画し、その中央に東西棟 SB6575を置く。SA6548と SA6559は接続しないが、南北棟 SB6560がその間隙を塞ぐように建ち、南東部との間を区画している。西寄りには総柱建物 SB6585があり、倉庫と考えられる。発掘区西辺の南北塀 SA6604は建物になる可能性がある。

坪の北東部では2棟の東西棟建物 SB6435・SB6440が西妻をほぼ揃えて南北に並ぶ。南東部との間には SD6430があるだけで、明瞭な区画施設をもたない。あるいは SB6435南の東西塀 SA6433が南東部との間の目隠しとなっていたのかもしれない。

井戸を中心にする建物配置 北西部では井戸 SE6653を取り巻くように建物 SB6647・SB6650・SB6660・SB6666を配し、坪中央寄りには SB6625がある。北東部との間には区画施設がない。南西部との間には未発掘部分があり、区画施設の有無は確認できないが、坪東半での様相から考えて、明確には区画されていないであろう。

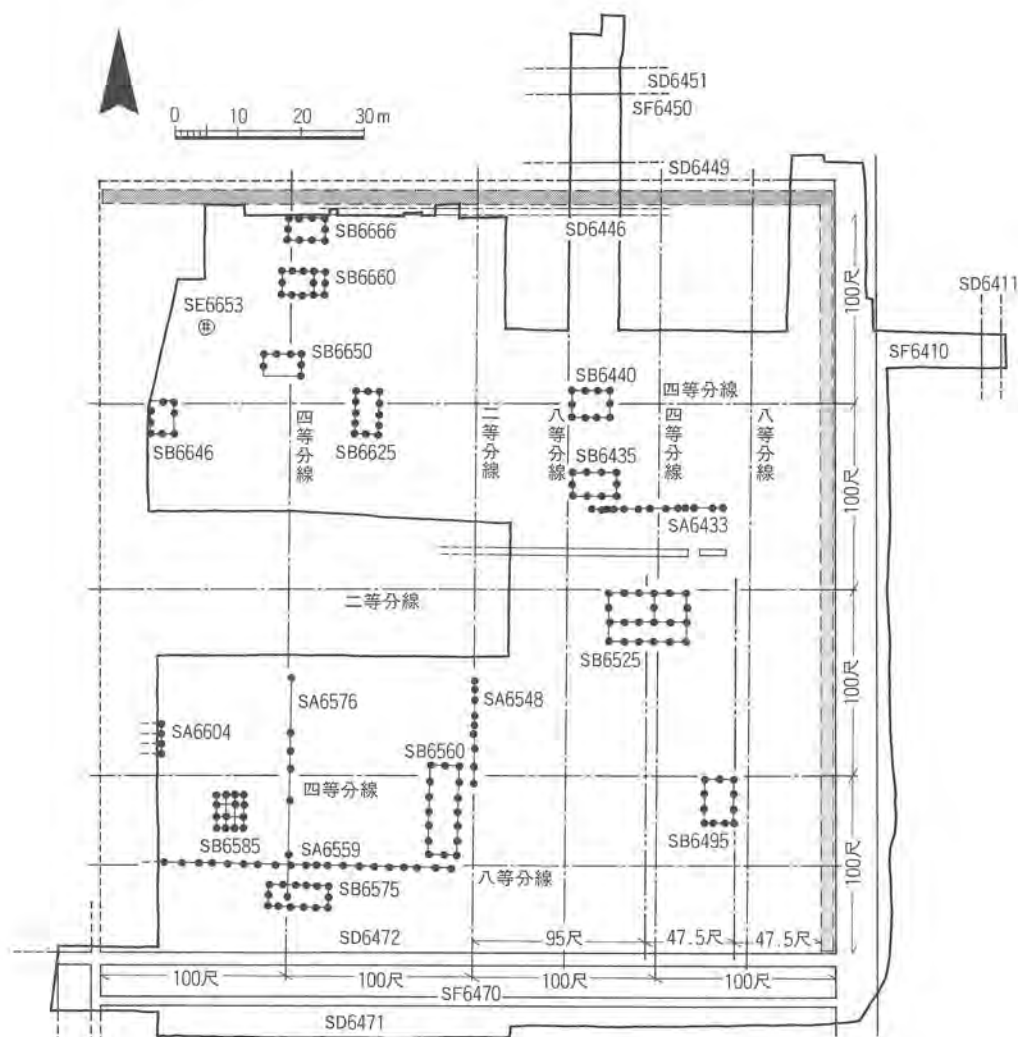


Fig. 46 II期の遺構

以上のような遺構の状況から、II期の十六坪は、坪全体を一体として用いていたと考えられる。官人の宅地であったとすると、坪内各部には、次のような空間の使い分けがあったと考えられる。南東部は正殿 SB6425 と小建物 SB6490 の 2 棟のみであるが、配置計画が厳密であり、坪内の生活の中心、表向きの空間と位置付けられる。これに対して西半は生活を支える内向きの空間と考えられる。建物配置から見て、南西部は特に事務・収蔵等の空間、北西部は井戸を中心とした作業空間とみることができる。また北東部は家人らの居住空間であろう。なお、坪の南辺・西辺には外周閉塞施設は未だ設けられていない。

一体利用  
の坪

ところで SA6559 に区画された西半部の南辺の一郭については、その性格を想定し難い。北側の内向きの作業空間とは区画され、東側の表向きの空間とは明確に区画されていない点は注目される。条間北小路南側溝中の祭祀土坑 SX6530 が II 期にあたる遺構であるとすれば、これとの関係で、何らかの儀式・儀礼と関わる場が想定される可能性もある。

### D III期の遺構 (Fig. 47)

平城京遷都後の状況である。II 期に引き続き十六坪は一体として使われており、南東部を表向きの空間、西半を内向きの作業空間、北東部を居住空間とする基本的な空間構成も、II 期を踏襲する。やはり、官人の宅地として利用されたのであろう。この時期の建物遺構は北で西へ  $1^{\circ}40'$  から北で東へ  $0^{\circ}25'$  と、小さな振れを測り、振れのばらつきも少ない。

II 期で坪の南半を東西に分けていた南北塀 SA6548、南北棟建物 SB6560 を撤去し、南北塀 SA6540 によって東西に厳格に区画する。また II 期には開放的であった坪南辺も、まず東半に外周閉塞施設を設け、門 SX6475 を開くようになる。この閉塞施設は、遺構として残っておらず、また周辺で瓦がほとんど出土していないことから、瓦を載せない、土塁状の構造であったと想定される。

塀で東西を  
二等分

南辺東半の  
閉塞

坪の南東部における建物配置は、東面築地塀と南北塀 SA6540 の間隔 190 尺に基づく二等分線・四等分線を東西方向の基準とする。四等分線の間隔は 47.5 尺となる。南北方向も同寸法で割り付ける。この時期の正殿 SB6500 は南廂柱通りを南北二等分線に揃え、桁行中心線を東西二等分線に置く。また付属の南北棟 SB6490 は、桁行中心線を南の四等分線上、西側柱通りを東の四等分線上に置いている。また門 SX6475 はその柱間中央が西の四等分線に位置する。SB6500 の北背面には後殿 SB6426 があるが、これは II 期の正殿 SB6425 の南廂を廃した形で、身舎の柱抜取穴を掘付穴に用いて建て替えたもので、桁行中心線は東西二等分線に一致するが、南北の位置は四等分線には合わない。同様に二等分・四等分の割付は、坪の他の部分での配置計画には用いられず、坪の南東部だけが特に厳密な配置計画をもつ。

190 尺四方  
の配置基準

坪南西部では II 期の建物は全て取り壊される。SA6540 から 5 尺西に総柱建物 SB6562 を建てる。南辺近くには SA6540 から西へ 40 尺離して東西棟 SB6567 を建てる。南西隅には南北棟 SB6599、西辺中央には小規模な総柱建物 SB6602・SB6605 が南北に並ぶ。なお、SB6599 は七条条間北小路北側溝に近接しており、坪南面西半には北小路に面する外周の閉塞施設を想定し難い状況である。また SB6567 から北へ延びる南北塀 SA6568 とその西 50 尺の SA6582 以外に南西部を細区分する施設はない。SA6582 の西 30 尺に南北溝 SD6594 があるが、北小路北側溝へは達していない。坪内の排水溝とは考えられず、これも地割溝になる可能性がある。

北西部でもⅡ期の遺構のほとんどが取り壊される。新たに坪中心寄りに東西棟建物 SB6620、その北西に総柱建物 SB6628を建てる。SB6620の西80尺には、南北塀 SA6637とその北端へT字形につながる東西塀 SA6643があり、SA6637から西へ4尺離れて建物 SB6639が建つ。SA6643の北30尺には南北棟 SB6651が、また SA6643の西延長線上の坪西辺近くには南北棟 SB6646が建つ。SB6651の北40尺に東西塀 SA6662があり、その西延長線上の坪西辺近くに南北棟 SB6663が建つ。このように北西部では小規模建物が散在しているが、明確な配置計画を認めることはできない。

一方、坪の北東部では東辺近くに井戸 SE6432を設けるとともに、SB6435は少し規模を縮小した SB6436へ、逆に SB6440は柱抜取穴を利用しつつ桁行を1間延ばした SB6441へと建て替え、両者の間には区画塀 SA6439を設ける。さらに北辺近くにも小規模な建物 SB6445が建つ。これらの建物は規模も不統一で、北東部については、計画性を認めにくい。

このようにⅢ期は、十六坪を細分することなく、官人の宅地として一体に用いている。外周の閉塞施設はⅡ期までの北辺、東辺に加えて、南面の東半にも設けるようになる。建物の配置は、坪南東部だけが特に厳密な計画性をもっている。

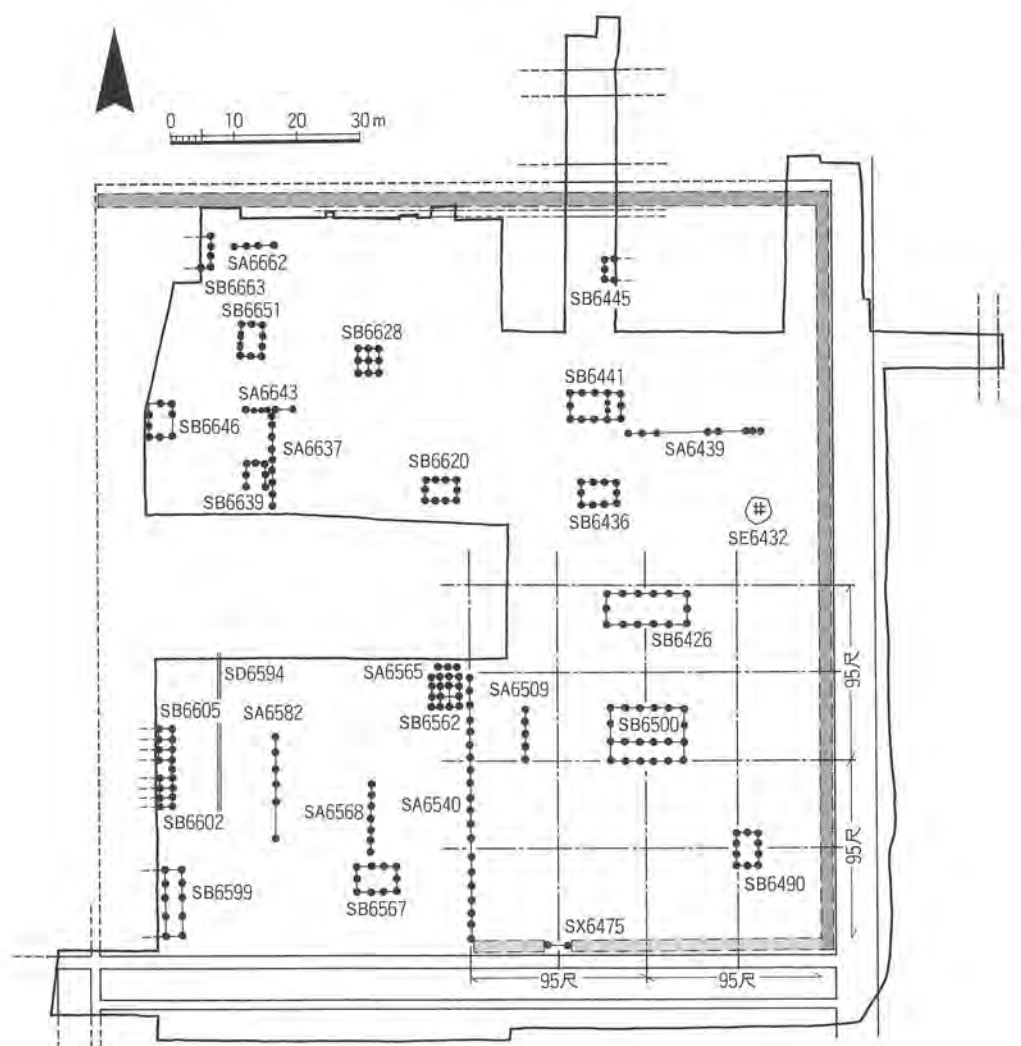


Fig. 47 Ⅲ期の遺構

## E IV期の遺構 (Fig. 48)

奈良時代末から平安時代初頭の状況である。III期の建物を一部残しつつも、坪内の様相は一変する。坪は引き続き一体として利用しているが、空間の使い分けが変化したと考えられる。

坪内の様相  
が一変

この時期の遺構は、振れが微小のものから北で東へ $2^{\circ}20'$ の振れを測るものが多い。

坪の南東部では正殿 SB6500と後殿 SB6426が存続するが、SB6500南東の SB6490を取り壊し、正殿 SB6500の西に脇殿相当の東廂付南北棟 SB6510が、南妻を SB6500南廂柱通りに揃えて建つ。SB6500の西妻から SB6510の東廂柱通りまでは35尺である。

坪の南半を東西に二等分する南北塀 SA6540は、南へ柱間半分ずらして SA6541に造り替えるが、北端は SB6510と北妻を揃える南北棟 SB6550の南妻に達する。SB6510と SB6550の間隔は12尺である。その延長線上、建物のさらに北側に2条の南北塀 SA6545・SA6551があり、この間を宅地内の通路としても用いたと考えられる。

南西部では、III期には空閑地としていた中央付近に中規模の建物を配置する。南西部ほぼ中央に東西棟 SB6600が建ち、その北西に東西棟 SB6590・SB6591が南北に並ぶ。SB6590と

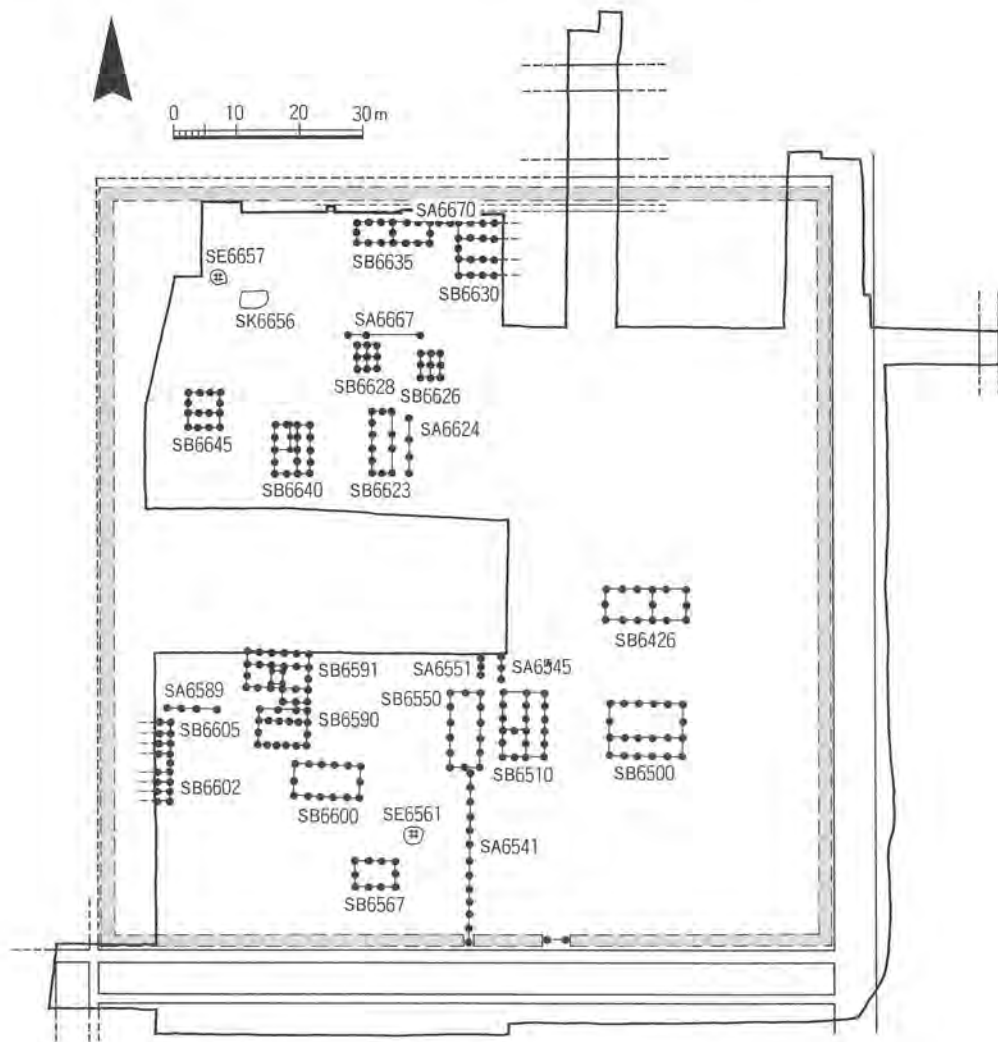


Fig. 48 IV期の遺構

SB6591は身舎柱どうしで30尺離れているが、SB6590北廂柱とSB6591南廂柱の間隔は4尺と極めて近接している。SB6590の北廂は土縁様の構造が想定され、またSB6591は内部に甕据付け穴と架台様の4柱穴SX6592をもつ。これらの遺構の特徴から、SB6590・SB6591については、倉庫または作業用建物を想定しうる。SB6600がその中心建物と位置づけられるであろう。これらの建物とSB6550で囲まれた空閑地は屋外の作業空間となる。SB6567の北東には井戸SE6561を新たに掘る。また、III期から存続する可能性のある建物として、南辺に近いSB6567と、西辺に近いSB6502・SB6505がある。

南辺西半の  
閉塞

このように坪の南半では、坪の中心部へ建物が集中していく様子がみられる。III期において坪南西部にあったSB6599が撤去されたことにより、III期までは開放していた坪南面西半にも、外周閉塞施設が築造可能な状況になる。ただし、これも遺構として明確な痕跡を残していない。南辺東半部では、瓦がほとんど出土しないことから土塁状のものを想定したが、西半部では周辺から瓦が出土していることから、築地塀であった可能性が高い。

一方、坪の北半は北辺中央に南北廂付の東西棟SB6630を置き、その西には東西棟SB6635がSB6630の北廂柱通りと北側柱通りを揃えて建つ。SB6630とSB6635の間隔は14.5尺で、両建物の北端をつなぐ形で東西塀SA6670を設ける。SB6635の南50尺には東西塀SA6667があり、その南10尺にSB6626、40尺に南北棟SB6623が建つ。SA6667の南にあるSB6628もIII期から存続している可能性がある。SB6623は東側柱のうち2柱を欠き、東面を開放とした可能性があるが、前面に南北塀SA6624を設けて目隠しとしている。このような平面形からは厩のような構造の建物も想定しうるであろう。SB6623の西には、南妻を揃えて東廂付南北棟SB6640が建つ。SB6523西側柱からSB6540東廂までは40尺離れている。SB6640の西30尺には南廂付東西棟SB6645を建てる。SB6635・SB6640・SB6645で囲まれた北西隅に井戸SE6652を新たに掘る。井戸のまわりには広く空閑地がある。これに対し、坪北東部には顕著な遺構がなく、SB6630の南東には空閑地が広がる。以後、北東部には建物は現われない。

坪内の生産  
活動

このようにIV期には、坪北東部を除いて、建物規模が拡大し、施設が充実した様子を見ることが出来る。また坪南西部にあらわれる中規模の倉庫・作業棟の存在は、物品の扱い量が増加したことを示すものと考えられる。これは居住者の経済的な発展のあらわれとみることもできるが、建物遺構の配置は、一般の宅地としては理解しにくい状況である。一方で、東一坊大路西側溝のこの時期の堆積層から、甕炉の壁体や竈羽口などが出土している。これらの遺物が十六坪から廃棄されたとする、この坪で生産活動が行われていた可能性もある。

## F V期の遺構 (Fig. 49)

坪内の建物は多くが取り壊され、敷地の利用密度が低くなる。この時期まで「坪」の概念が残るかどうかは疑問であるが、十六坪は一体として利用されている。遺構の振れは、北で東へ1°00'から3°00'と、IV期に比べて若干大きい。

坪南東部では、IV期までの大規模建物が姿を消し、規模を縮小した東西棟SB6505と南北棟SB6502が建つ。SB6502はSB6505の西15尺にあり、北妻をSB6505の南側柱通りと揃えており、IV期のSB6500とSB6510の関係を継承している可能性もある。SB6502の南9尺には目隠しの東西塀SA6501がある。

坪南西部では、南北棟建物 SB6550を取り壊し、小規模な南北棟建物 SB6563を建てる。また東西棟建物 SB6600は柱抜取穴を利用して同規模の SB6601に建て替える。坪の西辺を区画する施設として新たに南北塀 SA6598を設ける。この塀は北で東へ3°30′と大きな振れをもち、東一坊坊間東小路東側溝想定位置から5 m 東にある。坪の概念が薄れた状況を示しているのであろう。また SA6598の振れは、Ⅳ期の SB6590・SB6591の振れに近く、SA6598の建設時に SB6590・SB6591が存続していた可能性が高い。なお SA6598は、坪北西部では、その延長部分を検出していない。

その後 SB6590・SB6591を取り壊して、東西両廂付の南北棟 SB6595を建てる。Ⅴ期の建物で 中心 建物は最も規模が大きく、この時期の中心施設と考えられる。SB6601の南に南北塀 SA6572があるが、坪内を区画するような施設ではない。井戸 SE6561はⅣ期から存続する。

坪北西部では、建物は北西隅近くに SB6661・SB6666の2棟が建てられる。これらはⅣ期に空閑地となっていた部分にあり、Ⅳ期の建物のうちのいくつかは、この時期まで存続していた可能性がある。また、井戸 SE6657は井戸枠抜取穴に平城宮土器Ⅴを含み、この時期に廃絶した可能性が高い。

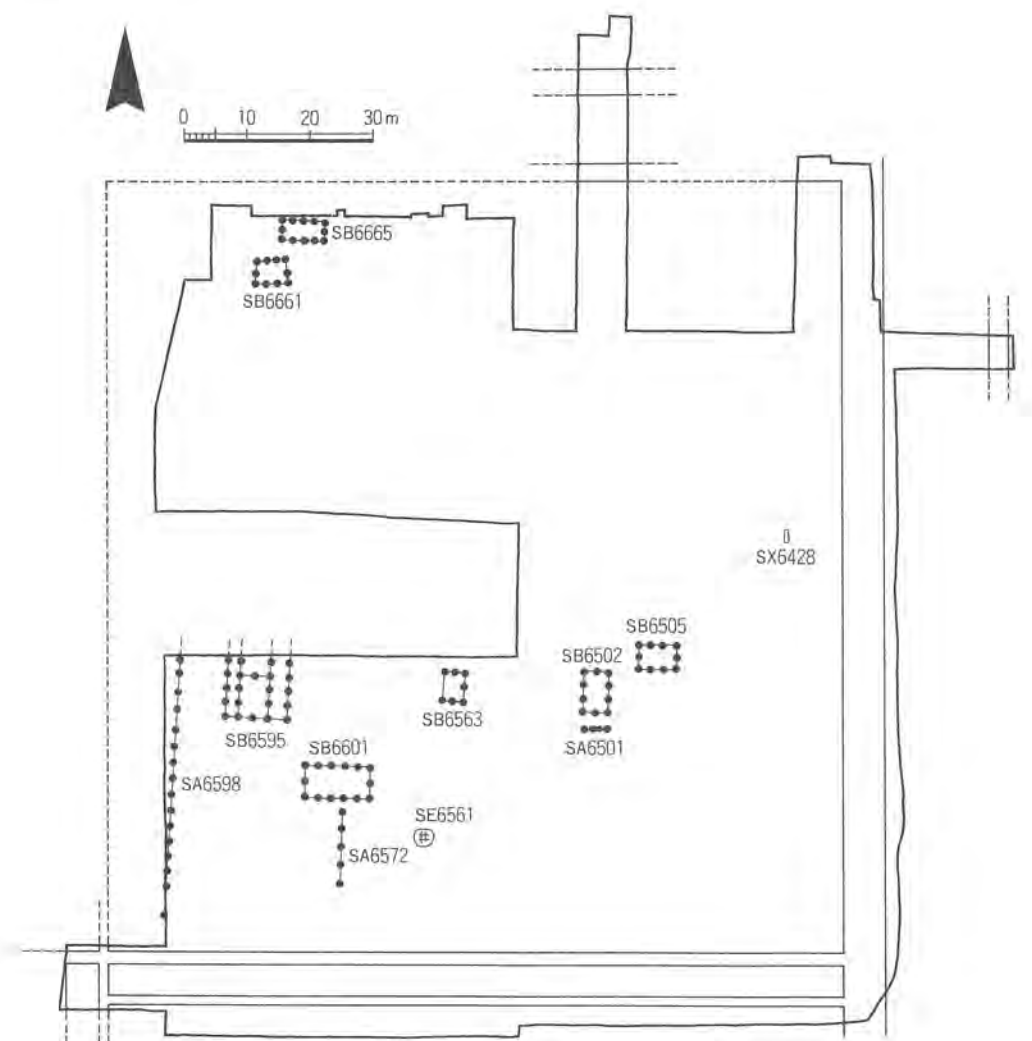


Fig. 49 Ⅴ期の遺構

木 棺 墓 坪東辺の東一坊大路西側溝寄りの木棺墓 SX6428もこの時期の遺構である。東一坊大路西側溝は流路として存続しており、その西岸から 8 m ほど離れている。SX6428の被葬者はこの宅地の居住者で、生活の中心である坪西半からは離れるが、敷地内である坪東辺中央が埋葬場所に選ばれたと考えられる。漆器・ガラス玉などの副葬品から経済的に裕福な階層であったと想定される。SB6595を中心居館とするV期の建物配置も考慮すれば、この時期は、在地の有力者の宅地であったと想定できるであろう。

## G VI期の遺構

敷地の利用密度はさらに低くなる。坪南東部では坪中心より規模の小さな建物 SB6427が建つ。SB6502・SB6505は取り壊し、2条の東西塀 SA6503・SA6506を設ける。坪西半では西辺の中央寄りに SB6606、北西隅に SB6664が建つ。SB6606は SA6598を撤去して建てている。SB6664の南東には井戸 SE6658がある。

建物は3棟のみで、配置も散在している。おそらく、坪内の大部分は耕地化しているであろう。都城制における「坪」の概念は、既に存在しないと考えられる。

## H ま と め

以上、十六坪における建物配置と坪内利用の状況の変遷について述べてきた。十六坪における遺構の変遷をまとめるにあたり、出土遺物との関係について検討しておくことにする。

坪内出土瓦 まず、坪内で出土瓦と建物の関係が問題になるであろう。大路に面した坪の北・東辺には瓦を用いた外周閉塞施設を想定したが、坪内での瓦の分布は、外周閉塞施設以外に、瓦を用いた建物が存在した可能性が高いことを示している。しかし、十六坪の建物遺構はすべて掘立柱建物で、基壇・礎石をもつ建物は確認できておらず、瓦葺の掘立柱建物を想定せざるを得ない。この場合、総瓦葺だけでなく、檜皮葺などの植物性の葺材を用いた屋根の棟部分のみに瓦を積んだ可能性もある。ただ、遺構の状況やその配置の検討からは、瓦を用いた建物を特定することはできなかった。

一方、十六坪の東では東一坊大路西側溝を坪の全長にわたって発掘し、多種多量の遺物が出土した。とりわけ祭祀関連遺物の豊富なが指摘されているが、これらの遺物を用いた祭祀がどこで行われたかは、道路の側溝という遺構の状況から、明らかにすることはできなかった。また同側溝からは文書木簡も多数出土している。官司関連、なかでも衛府に関わる木簡が多く、これらは西側溝に沿った場所にある宮外官衙から投棄されたものと考えられる。十六坪も候補の一つとなるが、坪内の様相からはその適否を判断することはできなかった。

外周閉塞施設の変遷 今回の調査では、十六坪の四周の条坊街路を確認した。条坊街路に面する外周閉塞施設そのものは検出していないが、雨落溝・門などの存在から閉塞施設の状況を推測することにより、その築造過程をたどることができた。まず六条大路側の坪北辺に築地塀を築造している。これはI期の終りか、遅くともII期初頭までには完成していたであろう。大路に面する部分であっても、東一坊大路側の坪東辺は、II期の建物配置計画の状況からみて、北辺より遅く、宅地内の建築の造営途上に築地塀を施工した可能性が高い。七条条間北小路に面した坪南辺では、さらに外周閉塞施設の建設が遅れ、南辺東半を閉じるのは奈良時代後半のIII期である。門を伴う

閉塞施設であるが、周辺で瓦の出土が少ないことから土塁を想定した。南辺西半はIV期によく閉じられる。こちらは瓦の出土状況からみて築地塀であったと考えられる。坪西辺については調査が及んでおらず、外周閉塞施設の状況は不明である。ただしV期には坪の内側へ寄った位置に掘立柱塀があり、IV期までに東一坊坊間東小路東側溝に沿った閉塞施設が存在した可能性もあるが、南辺の状況からみて、III期以前には遡らないと考えられよう。このように外周閉塞施設は坪の全周を一律に整備したものではない。大路に面した北辺と東辺でも築造に時期差があるが、これが京域一般の状況であったのか、十六坪だけの特別な事情によるものかは、平城京域の発掘調査の進展を待って検討する必要があるであろう。

十六坪の坪内については、その3/4を発掘し、平城京域でも稀な調査例となった。1/4の未発掘部分はあるものの、坪のほぼ全域について利用状況とその変遷を知ることができた。

坪内利用状況の変遷

I期の十六坪は細区分せず一体の敷地として利用している。比較的規模の大きな建物があるが、その配置には計画性が認められない。こうした遺構の状況は官人の住宅とはみなしがたく、平城京造営に関わる拠点施設の一つであった可能性を指摘した。

II期には官人の宅地として建物を計画的に配置し、東南部を表向きの空間、西半を内向きの空間、北東部を居住空間と使い分けており、奈良時代の生活様式的一端をみることができる。十六坪は分割されることなく一体として利用している。配置計画は東西・南北の二等分線または四等分線を基準とする。当初敷地は400尺四方としたが、造営途上で東面築地のために東辺で10尺を減じて計画を修正した経緯を復原することができた。このII期の空間構成はIII期に継承され、官人の宅地として整備が進む状況が見られる。特に南東部では190尺を基準寸法とする整然とした配置計画があった。

IV期にはIII期の建物を一部残しつつ新たに建物を建て増し、坪内の状況が一変する。十六坪での活動がピークを迎えた時期である。建物とその配置からみて官人の宅地ではなく、東一坊大路西側溝出土の生産関連遺物と関連づけ、生産活動があった可能性を指摘した。

V期には徐々に建物の取り壊しが進み、坪西寄りの規模の大きな建物を中心として坪内が再編される。東一坊大路西側溝寄りの木棺墓の遺物などから、在地有力者の居館と位置づけた。これ以後、坪の概念が薄れ、VI期には大部分が耕地化し、小規模な建物が散在する状況となる。

このように十六坪は、各期ごとに多様な活動の場となっていた。ここで注目されるのは、十六坪が奈良時代を通して、一体の敷地として一町規模で利用されたことである。従来一町規模以上の宅地は、五条大路以北に営まれる傾向があった。今回、六条大路以南に一町占地の宅地を確認したことは、平城京の全体像を考える上で重要である。朱雀大路に近い一坊で、六条大路・東一坊大路という主要大路に面した北東角であったから、一町占地がありえたのであろうか。平城京南半の発掘調査の進展によって明らかにされることを期待したい。

一町規模の敷地利用

### 3 瓦 塼 類

本項では当調査地での瓦塼の使用状況、軒瓦の様相を検討する。まず各型式の編年的位置付けを述べておく (Tab. 26)。基本的には、『平城宮報告 X III』・『平城宮報告 X IV』・『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告 (以下、『長屋王邸報告』と略す)』に準拠するが、いくつかの型式については補足説明を要する。

6282Ca は III 期前半に置いた。6282C は『長屋王邸報告』において、6282D の一部から別範として分離したもので、6282D と酷似する。6282D は E・H とともに恭仁宮所用の 6320Aa と類似した外縁をもち、II 期後半の末 (恭仁宮期) に出現していたが、平城宮での使用は平城遷都後と考えられている。C も D に準じ III 期前半とした。

6346A は従来出土例がない型式であるが I 期に置いた。根拠は、①中房の蓮子が二重にめぐり、外区の珠文が密で、藤原宮式と共通する古い様相である。②外区ないし外縁に唐草文をめぐらす型式は他に 6345・6348 があり、いずれも I 期に置かれている。③外縁は上面をヘラケズリする傾斜縁 I で I 期に多い。

6668C も従来出土例がない型式であるが、II 期前半に置いた。既存の 6668A は I 期前半に置かれており、花頭形の基部先端が左右に開き上外区界線につかず、段顎 I L である。それに対し 6668C は、花頭形の基部が上外区界線につかないものの平行に伸び、段顎 I S であり、6664 では II 期前半に置かれる 6664D・F と共通する点から、II 期前半に下げて考える。

6691A については、『平城宮報告 X IV』と『長屋王邸報告』で見解に差がある。『平城宮報告 X IV』では、738 (天平 10) 年頃～天平宝字年間 (757～765) まで製作され、曲線顎 I から曲線顎 II への変化が、恭仁遷都後の 740 (天平 12)～741 (天平 13) 年頃に生じ、平城宮・京への供給は平城遷都 (745) 後だと考えている (『平城宮報告 X IV』)。しかし『長屋王邸報告』では、恭仁遷都直前に遡る可能性がある SD5100 上層出土の 6721 に曲線顎 II がみられることから、6691A の曲線顎 II も、恭

Tab. 26 出土軒瓦の時期

|                 |     |                                      |
|-----------------|-----|--------------------------------------|
| I 期             | 軒丸瓦 | 6272B・藤原宮式型式不明・6346Ab・6346Ab         |
|                 | 軒平瓦 | 6641 J・藤原宮式型式不明                      |
| II 期前半          | 軒丸瓦 | 6285A・6304L                          |
|                 | 軒平瓦 | 6668C                                |
| II 期後半          | 軒丸瓦 | 6012B・6291Ab・6308C・6314A             |
|                 | 軒平瓦 | 6681A・6710A・6710C・6716C・6721A・6721Gb |
| III 期前半         | 軒丸瓦 | 6282Bb・6282Ca                        |
|                 | 軒平瓦 | 6681C・6691A・6721C                    |
| III 期後半         | 軒丸瓦 | 6143A                                |
|                 | 軒平瓦 | 6703A                                |
| IV 期前半          | 軒丸瓦 | 出土せず                                 |
|                 | 軒平瓦 | 6663F・6663J                          |
| IV 期後半<br>～ V 期 | 軒丸瓦 | 出土せず                                 |
|                 | 軒平瓦 | 出土せず                                 |

仁遷都以前に遡る可能性を示唆した。もっとも、「6691Aの範傷からみて、左京三条二坊への供給が主に遷都後であったことは動かない」とも述べている。SD5100上層から曲線顎IIの6691Aが1点出土しているのは注目されるが、ここでは平城京への供給が一般化する時期も考慮して、当調査地の6691A(曲線顎II)はIII期と考えておく。

6703AはIII期後半に置いた。6703Aは平城薬師寺で出土しており、天禄四(973)年の薬師寺の火災後に、伊予から搬入されたとの見解<sup>1)</sup>があった。しかし、飛鳥・山田寺で6143Aと組む奈良時代の瓦であることが明らかとなった<sup>2)</sup>ため、『平城宮報告XIII』での6143Aの年代観に基づいてIII期後半とする。

6710A・CはII期後半とした。ただし『平城宮報告XIII』ではIII期後半に置いている。根拠は、唐草第3単位の主葉が巻き込む特徴がIII期後半以降の6663や6702と共通すること、朱雀大路沿いの調査で6316G(III期後半)と組んだことであり、羅城門付近ではIV期前半にも使用されたと考えている。しかし『長屋王邸報告』では、恭仁遷都直前のSD5100木屑層から6710Cが出土したこと、縦に丁寧なケズリを施した直線顎が6721Gに近く、6721Gが恭仁遷都(740年)以前に遡り、II期後半でも末まで下らないことから、断定は避けたものの、6710Cも遡る可能性を示唆した。ここではSD5100木屑層での出土を重視して、II期後半とする。

6716CはII期後半に置いた。大安寺式に属し、道慈が主導した天平年間の大安寺造営に用いられた型式である。

6721の変遷と時期については、『平城宮報告XIII』と『長屋王邸報告』とで見解差がある。『平城宮報告XIII』ではG・Ha(II期後半)→A・C(恭仁宮期・II期後半末に出現)→D・E・F(平城遷都後・III期前半に出現)→j・K・I(IV期)とした。これに対し『長屋王邸報告』では、G・Ha→Gb(曲線顎IIのもの)・Hc・E・F→A・C・Dとし、恭仁宮で新調したC以外を恭仁遷都以前と考えた。両報告で、直線顎のG・Haが他に先行し恭仁遷都以前に出現したこと、曲線顎IIのCが恭仁宮期であることは、見解が一致する。両者の変遷観の差は、曲線顎IIのA・D・E・FとCとの先後関係をどう見るかの差であり、その差の成因は、平城宮・京で曲線顎IIの6721が出現する時期を恭仁遷都以前と見るか、平城遷都以後と見るかの差に帰される。文様の変化については、『平城宮報告XIII』ではA・C・D・E・F・Hを一括してGとI・Jの間に置いているが、『長屋王邸報告』では唐草と外区珠文の位置関係から、E・FをG・Hと近く見て古く位置付け、A・DをCとともにG・Hの配置原則が変化した段階と見ている。E・F・Hに比してA・C・Dに単位文様の崩れ・硬化が明瞭に見られるわけではないが、作範の時間差が唐草と外区珠文の配置原則の差に現れると見たのである。ここでは『長屋王邸報告』の見解に従っておく。

## A 瓦の使用状況の検討

ここでは、まず、十六坪とその周辺部における瓦の出土量と分布状況について、出土地別に検討する。

### i 東一坊大路西側溝

丸瓦が209.7 kg(全体の51%)、平瓦は691.5 kg(同49%)が出土した。西側溝内での地点別出土量を知るため、東西方向に3mごとに区切って、出土した丸瓦・平瓦の重量比を調べた(別図3・

4)。その結果、丸瓦と平瓦の分布傾向はよく一致し、七条条間北小路との合流点、橋 SX6480 付近、坪東辺中央付近、橋 SX6420 付近、六条大路南側溝との合流点に集中する。またこの傾向は、人面墨書土器や人形など祭祀関連遺物の分布とも大勢で一致している。この分布傾向の成因について、祭祀関連遺物に限った場合には、道路の交差点や橋、あるいは坪を南北に 2 分する位置など、特定の場所から祭祀の過程で投棄された結果との解釈も可能だが、瓦類の場合は祭祀と無関係であるから、そうした解釈はできない。瓦自体は屋根からの落下物と投棄された廃棄物であって、その分布には、水流による二次的移動と、橋などの障害物による滞留といった原因が大きく作用していると考えられるべきだろう。しかも遺物の分布傾向は層位を問わず類似するから、溝の存続期間を通じて堆積傾向は変わらなかったと言える。

ii で述べるように、西側溝に面した十六坪東面には、瓦葺築地塀の存在を想定している。しかし、西側溝内の遺物分布の成因に上記のような事情を認め、現状の分布が水流と障害物の影響の結果とすれば、当調査区内の西側溝出土の瓦類を、十六坪東面築地に葺かれた瓦に限定することはできず、上流から流れ込んだものも有ると考えるべきであろう。六条大路南側溝との合流部に特に多い点については、③で述べるように、六条大路付近から多量に瓦が出土する点を勘案して、六条大路側溝からの流れ込みが相当量あると考えられよう。

一方、軒瓦については、軒丸瓦が 16 点(全体の 76%)、軒平瓦が 18 点(同 75%) 出土している。軒瓦の数が多いのは、六条大路南側溝との合流部である RM～RO ライン、およびそこから 18～27 m 南下した RD～RG ラインである。後者については、丸・平瓦が特に集中する地点ではないが、六条大路南側溝との合流部から橋 SX6420 にかけての遺物が多い範囲には含まれている。この二箇所の軒瓦集中箇所は坪の東北隅付近に偏るから、上流からの流れ込みの可能性もあり、絶対量も決して多くない。側溝沿いの築地に軒瓦を葺いたとすれば、さらに下流、とくに橋 SX6480 の上手や七条条間北小路との合流部にも集中しそうであるが、数点ずつ見られるに過ぎない。こうした状況から、築地には軒瓦を葺いていなかったと考えられる。軒瓦を用いない瓦葺築地の存在は、西隆寺<sup>3)</sup>・平城京左京三条一坊十四坪<sup>4)</sup>の報告でも指摘されている。

出土した軒瓦の内訳は、以下の通りである。なお、( ) 内は出土点数を示す。

軒丸瓦：6012B(1)、6272B(1)、藤原宮式型式不明(1)、6282Bb(1)、6282Ca(1)、6285A(1)、6291Ab(1)、6304L(1)、6308C(1)、6314A(1)、6346Aa(1)、6346Ab(1)、型式不明(4)。

軒平瓦：6641J(1)、藤原宮式型式不明(1)、6663F(1)、6663J(1)、6668C(1)、6681C(1)、6691A(4)、6703A(1)、6710A(1)、6716C(1)、6721A(1)、6721C(1)、6721Gb(1)、型式不明(1)。

ほとんどが平城宮と共通する型式であるが、後述するように平城京域に多い型式を少数含む。時期はⅡ期後半～Ⅲ期前半が多いが、平城宮・京を通じてこの時期の瓦が種類・量ともに多いので、一般的傾向を反映しているに過ぎない。

## ii 十六坪内

丸瓦・平瓦の出土地には、顕著な傾向がある。東一坊大路西側溝の西岸から 9 m の範囲、六条大路南側溝の南岸から 7 m の範囲、および坪の西半部にまとり、坪の東半部には希薄である。

a) 東一坊大路西側溝の西岸から9mの範囲には、丸瓦12.9kg(全体の3%)、平瓦63.56kg(同4.5%)が分布する。この出土量は多くはないが、大路に面した場所であること、瓦の分布が西側溝に沿った帯状を呈すること、西側溝内の丸・平瓦の出土量が多いことから、坪の東面には瓦葺の築地の存在を想定できよう。なお、この範囲の軒瓦は軒丸瓦1点、軒平瓦2点にすぎず、築地に軒瓦を葺いていなかったとする先の推定の根拠に加えられよう。

b) 坪の西半部には、丸瓦85.0kg(全体の20.6%)、平瓦275.8kg(同19.6%)が分布する。細かくみると、坪の中央を心として中央寄りに少なく、同心円的に外に行くほど多くなる傾向があり、必ずしも検出した建物の疎密とは対応しないし、時期区分の最終段階の建物配置とも対応しない。しかしこれは当然で、ある建物を使用していた時には、その周囲に瓦が散乱しても清掃するであろうし、ゴミを片付けるのは敷地の周縁部に向かってであろう。あるいは、瓦の一部が条坊道路に面した区画施設に由来するのなら、坪の隅では南北と東西の2方向からの瓦が重複するため、多くなるといった事情が想定できる。つまり現状の分布には片付けなどの二次的移動の影響が当然加わっているとみなければならないであろう。

丸・平瓦の分布は建物の疎密と対応しない

一方、坪の西半部の東端に着目すると、坪の南西部では、丸・平瓦の分布範囲の東限が直線状をなし、それがSA6540の位置とよく一致する。北西部では、SB6630の西妻とSB6623をほぼ東限としつつも、分布範囲の境界線は不明瞭である。これもSA6540のような区画施設が存在しないことと対応する。そうすると、瓦の分布範囲の東限については、あまり攪乱されていない可能性が大きくなるから、先に考えた片付けなどの二次的移動の影響は、主として、坪の周縁部について考えるべきなのであろう。

丸・平瓦の出土量を見ると、南西部に比して北西部の方が多い。たとえば丸瓦は北西部に60.0kg(全体の14.6%)、南西部に25.0kg(同6.1%)、平瓦は北西部に165.6kg(同11.7%)、南西部には110.2kg(同7.8%)が分布する。建物の規模では、南西部の方に大きいものが多いのとは対応しない。とくに瓦が集中する北西部の西半には小規模な建物が多いのであるが、小さくても瓦を葺く必要があった建物を考えるべきであろうか。瓦葺建物の候補として倉庫があるが、北西部の高床建物2棟(SB6626・6628)は、いずれもかなり小規模で、瓦の分布範囲の東端寄りに位置するから、北西部の瓦の多くをこの2棟に帰するのは無理がある。高床ではない物品庫などを想定する必要があるであろう。

軒瓦は、坪の南西部南端から軒平瓦3点、坪の北西隅から型式不明軒丸瓦1点が出土したにすぎず、調査面積からみてきわめて少ない。築地と同様に、瓦葺の建物であっても軒瓦を用いていなかったのではなかろうか。坪の南西部南端出土の軒平瓦3点は、6710Aが1点、6710Cが2点であり、すぐ南側の七条条間北小路北側溝からも6710C1点が出土しており、同一型式がまとまる点が注目される。

c) 坪の東半部では、条坊道路に面した区画施設に由来する瓦を除けば、ほとんど出土していない。ここには十六坪の中心施設と考えられる大規模な建物SB6425・6426・6500・6510があるが、これらの周囲にも瓦はほとんど無く、柱の抜き取り痕跡からも全く出土しない。格が高い建物群と考えられるから、これらの建物を検皮葺と想定したい。

中心的な建物は検皮葺

d) 六条大路南側溝の南岸から7mの範囲については、iiiで六条大路に含めて述べる。第252次調査区の六条大路に延ばした北西拡張区では、この範囲まで瓦が分布し、それ以南には全く

無いことが確認されたため、六条大路沿いの築地に由来する瓦の分布範囲をそこまで考えた。  
なお第255次調査区では六条大路南側溝は調査区外となるが、六条大路南側溝の南岸から7m  
の位置が、調査区北壁から1.5mとなるため、それ以北から出土した瓦は、六条大路沿いの築地  
に由来すると考え、b)の坪内出土瓦の集計から除外した。

### iii 六条大路

第252次調査区の六条大路に延ばした北西拡張区では、六条大路を8m検出したにすぎない  
が、路面・側溝、その両側から、丸瓦が43.6 kg(全体の10.6%)、平瓦が135.8 kg(同9.6%)出土  
した。このうち南北両側溝で丸瓦の88%、平瓦の75%を占める。第255次調査区の北壁から1.5  
mの範囲で出土した分も含めると、丸瓦が49.9 kg(同12.1%)、平瓦が153.4 kg(同10.9%)とな  
る。この出土量からみて六条大路の両側には瓦葺の築地が考えられるが、軒瓦はなく、十六坪  
の東面と同様に、軒瓦を用いない瓦葺築地であろう。

六条大路沿  
いには軒瓦  
を用いない  
築地

### iv 七条条間北小路

北側溝からは丸瓦9.96 kg(全体の2.4%)、平瓦39.1 kg(同2.8%)、南側溝からは丸瓦16.52 kg  
(同4.0%)、平瓦56.6 kg(同4.0%)が出土した。南北両側溝ともに、その東半と西半で出土量に大  
きな差があり、北側溝では丸瓦の80%と平瓦の84%、南側溝では丸瓦の82%と平瓦の89%が、  
西半部から出土している。こうした偏りについて、側溝出土の瓦が側溝に面した区画施設に由  
来するのか、坪内の建物に由来するのかによって、考え方が違ってくる。

側溝出土の瓦がもっぱら坪内の建物に由来したとすると、瓦の出土量の東西での差は、単に  
坪内での状況を反映したに過ぎないことになる。

一方、側溝出土の瓦が、側溝に面した区画施設に由来するとすれば、十六坪の南面、十五坪  
の北面ともに、その西半と東半で区画施設での瓦の使用の有無が異なり、西半部では瓦を用い  
た可能性が強くなる。ただし瓦の量が少ないことを考慮すれば、総瓦葺ではなく、部分的な使  
用に留まるであろう。十六坪の南面、十五坪の北面ともに、掘立柱の区画施設は検出されてい  
ない。したがって、築地塀か土塁が区画施設の候補となる。十六坪については、西半が築地、  
東半が土塁であったと推定している(第V章2参照)。ただし、坪内で検出した遺構からみて、  
東半部の方が格が高いと想定できるから、東半により簡略な土塁を設けたか疑問はある。東半・  
西半を通じて土塁、ないし上げ土塀で、西半について何らかの形で部分的に瓦を使用した、と  
考える余地はある。

いずれにせよ、十五坪北面が十六坪南面と同じ様相を示すことが問題となる。十五坪でも東  
半に瓦葺建物が無かったのであろうか。十五・十六坪ともに、その東半が湿気などの原因によ  
って居住に適さず、ある時点で放棄されたといった事情を想定すれば、東半の放棄後に、十五・  
十六坪西半に瓦葺の施設が作られるようになった可能性を考えねばなるまい。十六坪ではV期  
がそれに当たる可能性がある。

なお軒瓦では、七条条間北小路の東端部から型式不明軒丸瓦1点、西半部から6710C1点が出  
土したにすぎない。6710Cについてはii b)で述べたように、坪内出土の3点と共通した型式で  
あり、出土地もまとまる。

## B 出土軒瓦の問題点

当調査地で出土した軒瓦は僅かであるが、①寺院と共通する型式が見られる点、②平城宮に少なく京城に多い型式が見られる点、には注意を要する。

①寺院と共通する型式のなかで、6143A は平城薬師寺で10点出土している<sup>5)</sup>。出土地別内訳は、西僧房7、東僧房1、東僧房北方1、本坊北トレンチ1である。飛鳥・山田寺でも東面回廊東外から4点、北面回廊内側で1点、講堂東側で1点出土し、奈良時代の修理の際に用いられたと考えられている<sup>6)</sup>。ほかに飛鳥・川原寺で3点<sup>7)</sup>、平城京右京六条一坊二坪沿いの朱雀大路で2点<sup>8)</sup>、出土している。

6703A は平城薬師寺で8点出土している<sup>9)</sup>。出土地別内訳は、講堂1、西僧房5、東僧房1、西回廊1である。飛鳥・山田寺では東面回廊付近で9点、飛鳥・川原寺で1点、愛媛県真導廃寺<sup>10)</sup>でも15点見られる。山田寺では6143A と組むことが判明し、平城薬師寺・川原寺でも組み合わせうと推定されている<sup>11)</sup>。6703A は、かつては愛媛県真導廃寺との同範関係に基づき、薬師寺の天禄4(973)年の火災後に造寺国制によって伊豫国から運ばれたと推定されていた<sup>12)</sup>。真導廃寺では6143A とはまったく異なる単弁蓮華文軒丸瓦と組む。今の所、6703A がどこで製作されたか不明であるが、薬師寺・山田寺・川原寺で6143A との組合せが成立するなら、伊豫ではなく「畿内」での製作の可能性が高まろう。ただし、何れの寺でも出土数が少なく、本来どこの所用瓦として製作されたのか、また同範品が真導廃寺で出土する理由は問題として残る。真導廃寺例は薬師寺・山田寺・川原寺例と製作技法は共通するとされている<sup>13)</sup>が、顎形態には差がある。また、6703A の瓦当文様は、平城宮・京出土の他の軒平瓦の瓦当文様に類例がない異質なものであり、文様の出自も今後の検討課題である。

6641J は今の所、当調査地と平城薬師寺のみで出土している。

6716C は大安寺の道慈造営期の瓦で、大安寺僧房で多数出土するほかは、大安寺の西に接した左京六条三坊十三坪で6点<sup>14)</sup>、法華寺旧境内で1点<sup>15)</sup> 見られるに過ぎない。

当調査地で見られる上記諸型式は薬師寺・大安寺と共通し、両寺の南大門前を結ぶ六条大路が当調査地の北を通る事を勘案すれば、両寺所用瓦の一部が六条大路沿いの京城に搬出・使用された可能性も考えられる。ただし6716C 以外の上記諸型式は、各寺院でも少量しか出土せず、主たる供給先が不明であるから、寺院から直接当地へ搬入されたかと速断はできない。寺院と共通する型式が京内の宅地で見られる背景は、一様・単純ではないと推定されるから、今後のさらなる検討を要する。

薬師寺・大安寺と共通する型式

②平城京城に多い型式として、6272—6644、6663F・J、6710A・C を取り上げ、まず平城京城での出土傾向を調べた(別表14, 別図5・6)<sup>16)</sup>。これらの諸型式の分布状況には、どのような背景が考えられるであろうか。出土地の性格も併せて検討することにする。

6272A・B は、左京三条二坊一・二・七・八坪を占める長屋王邸、右京九条一坊十二坪付近の観世音寺推定地の周辺部で集中するほか、長屋王邸と法華寺の間に多い。他は散発的である。6272と組む6644の分布も、平城宮とその周辺、京内寺院でわずかに増えるほかは、大勢として一致する。

6272A・Bの分布

6272—6644について岸本直文は、6272—6644の本来の供給先を奈良時代以前に遡る寺院と推

6272—6644  
出土地の  
性 格 定し、高市皇子—長屋王との関係を示唆しつつも、まとまった出土量をもつ観世音寺の性格や長屋王との関係が不明であるため、断定するには至らなかった<sup>17)</sup>。長屋王邸・観世音寺推定地以外では、長屋王邸に隣接する坪と左京二条二坊の南東部に目立つが、これらの場所が長屋王邸と何らかの関係があったのかは不明である。左京二条五坊九・十六坪北郊は「佐保楼」の候補地とする説もある。

6710A・C出  
土地の性格 6710A・Cは、かつて右京六条一坊二坪沿いの朱雀大路(1974年度)で8点発見され、6316との組合せが判明し、主として造京用の瓦の可能性が提議されている<sup>18)</sup>。左京二条二坊五坪では遺構変遷の「e期」に、二条大路に面した築地塀に用いられた。「e期」の五坪は三・四・六坪を含めて梨原宮であった可能性が考えられている<sup>19)</sup>。西隆寺では8点出土したが、西隆寺の創建は神護景雲元(767)年であり、6710A・Cはそれに先行する。寺地は右京一条二坊九・十・十五・十六の4坪を占め、出土地点は散在するから、坪あたりの出土数は決して多くはない。注目すべきは、奈良市教育委員会が調査した右京二条三坊四坪で52点、隣接した三・六坪でもそれぞれ3点・5点出土し、四坪を中心とした一郭が、6710A・Cの主要供給地と見られる点である。四坪は奈良時代後半には公的施設であったと考えられている<sup>20)</sup>。なお、6710A・Cの系譜を引く6710Dは、6316Mと組んで称徳天皇山荘推定地<sup>21)</sup>、6319Aと組んで行基建立の長岡院推定地(菅原遺跡)<sup>22)</sup>から出土している。

6710A・Cと組み合わせる軒丸瓦は、多量に出土した右京二条三坊四坪では、それに見合う出土比率を持つ型式が無いため不明とされているが、朱雀大路などでは6316と組んでいることから、6316の分布も調べた。なお、6316の年代観については、外縁の形態などにかかなりのヴァリエーションがあることからA・E・GをⅢ期後半、B・C・D・I・M・NをⅣ期前半、F・H・KをⅣ期後半とする『平城宮報告XⅢ』と、A・E・D・Sなどが6710A・CとともにⅡ期後半まで遡る可能性を示唆する『長屋王邸報告』の見解があり、6710A・Cと同時期のものが特定しにくい、A・E・Gについて調べた結果、右京二条三坊で1点しか出土していない点を除けば、6710A・Cの出土傾向と一致する。

6663F・Jの  
分 布 6663F・Jは時期が同じで文様が類似するため一括して扱う。6663F・Jは、左京二条二坊五坪に19点と多く、他には左京三条二坊六坪、左京四条二坊一・十五・十六坪にまとまる。左京二条二坊五坪では6710A・Cと同様に、遺構変遷の「e期」に、二条大路に開く南門や南面築地塀に用いられた。「e期」の五坪に梨原宮の可能性はあることは先に述べた。左京三条二坊一・二・七・八坪の「E期」は、官衙か邸宅か確定し難いとされている。左京三条二坊六坪は、奈良時代後半には園池を中心とする「離宮施設または親王などの邸宅」であったと推定されている<sup>23)</sup>。左京四条二坊一坪は、奈良時代後半には大きな正殿を回廊で囲む遺構があり、市原王の邸宅の可能性も考えられている<sup>24)</sup>。左京四条二坊十五・十六坪は藤原仲麻呂の田村第推定地で、6663F・Jの製作時期(Ⅳ期前半：天平宝字年間)は、仲麻呂の存命期にあたる。

6663F・Jと組む6227A・Dの分布は、6663F・Jが多い左京二条二坊五坪で2点、左京三条二坊六坪で0点と少なく、相違もあるが、左京四条二坊一坪で4点、左京四条二坊七坪で6点、左京四条二坊十五坪で7点と、大勢として6663F・Jと出土傾向を等しくする。

このほか6346Aa・6668Cは、新型式であって現状では平城宮から出土していないが、今後の出土傾向に注意する必要があるであろう。

かつて、6316—6710の組合せが、右京六条一坊二坪沿いの朱雀大路で、また6316—6711の組合せが羅城門付近で確認され、主として造京用の瓦の可能性が提議されている<sup>25)</sup>。造京用と言っても、京域で瓦を葺いた対象には、大路沿いの築地や羅城門のような条坊に関わる施設、京内に設けられた官衙や離宮などの公的施設のほか、貴族の私邸などが考えられ一様ではない。『続日本紀』には、724(神亀4)年に、五位以上の貴族と六位以下や無位でも裕福な庶民に、屋根に瓦を葺き、軒や柱に朱を塗り、壁は白い漆喰仕上げにすることを奨励した。実際に庶民が瓦、とくに軒瓦を葺いた可能性は低いから、庶民はおくとしても、貴族がいかんして瓦を調達したのか、たとえば、官が宮用・京用に製作した瓦の一部を何らかの手段で入手したのか、貴族が独自に製作させたのか、検討の要がある。

すでに述べたように、6272—6644、6663F・J—6227A・D、6710A・C—6316A・E・Gの京内での分布は、漫然と広がっているのではなく、いくつかの集中地があり、まとまって出土した場所は、いずれも高位の貴族の邸宅あるいは公的施設と推定されている。したがって、これらの型式は条坊関連施設での使用を主目的に製作されたのではなかろう。可能性として、複数の集中地のうちで特定の施設の造営を契機に製作され、余所へは二次的に供給された場合と、最初から複数の供給先を想定して製作された場合が考えられる。何れの場合でも製作の主体が官であったのか、貴族であったのかが問題となるが、6663F・J—6227A・D、6710A・C—6316A・E・Gの場合、集中地の中に官の施設が含まれること、貴族の邸宅で出土する場合には、氏が異なる複数の邸宅で共有すると推定できる点からみて、製作主体が単一の貴族であったとは考え難い。平城宮での出土がないか非常に少ない型式ではあるが、その製作には官の関与を考えたい。複数の貴族の邸宅に共有されている点からみて、他の平城宮で多く出土する型式と同様に、官が製作した瓦の一部を複数の貴族が入手する途が開かれていたのであろう。ただその場合、平城宮でほとんど出土しない京用とみられる型式が出現した原因が問題となるが、6663F・J—6227A・D、6710A・C—6316A・E・Gについては、離宮・宮外官衙などの宮外施設への供給を主目的に製作されたからだと考えたい。もちろん、「京の瓦」全般にこれが適用できるとは考えられず、今後、他の型式についても同様の検討を行う必要があろう。

製作には官  
が 関 与

- 1) 山崎信二「大和における平安時代の瓦生産」『研究論集VI』1980
- 2) 花谷 浩「山田寺軒平瓦の概要と主要堂塔の造営・修理」『山田寺学報検討会記録I』1995
- 3) 小沢 毅「西隆寺創建期の軒瓦」『西隆寺発掘調査報告書』1993
- 4) 小沢 毅「瓦塼」『平城京左京三条一坊十四坪発掘調査報告』1995
- 5) 山崎信二「瓦塼」『薬師寺発掘調査報告』1987
- 6) 佐川正敏「山田寺出土軒丸瓦の概要と堂塔の造営・修理」『山田寺学報検討会記録II』1995
- 7) 奈文研『川原寺発掘調査報告』1960
- 8) 奈良市『平城京朱雀大路発掘調査報告』1974
- 9) 山崎信二「瓦塼」『薬師寺発掘調査報告』1987
- 10) 愛媛県教育委員会『伊豫国真導廃寺跡発掘調査報告書』1977
- 11) 花谷 浩「山田寺軒平瓦の概要と主要堂塔の造営・修理」『山田寺学報検討会記録I』1995
- 12) 山崎信二 註1)前掲書

- 13) 花谷 浩 註2)前掲書
- 14) 奈良市教委『奈良市概要昭和58年度』1984
- 15) 奈文研『昭和57年度平城概報』1983
- 16) 1994年度以前調査分について集計した。奈文研調査分は未報告資料も含み、奈良市調査分は既報告の数字のみを記した。条坊関係施設からの出土品は近接した坪に含めた場合がある。
- 17) 岸本直文「考察 瓦埴類」『長屋王邸報告』1995
- 18) 奈良市 註8)前掲書
- 19) 渡辺晃宏「二条大路木簡と皇后宮一二つの木簡群をめぐって」『長屋王邸報告』1995
- 20) 奈良市教委「平城京右京二条三坊四坪・菅原東遺跡の調査 第293次」『奈良市概要平成6年度』1995
- 21) 奈文研『平城京右京一条北辺四坊六坪発掘調査報告』1984
- 22) 菅原遺跡調査会・奈良大学考古学研究室『菅原遺跡』1982
- 23) 奈文研『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』1986
- 24) 奈文研『平城京左京四条二坊一坪』1987
- 25) 奈良市 註8)前掲書

## 4 土 器

### A 十六坪周辺の土器埋納遺構

#### i 埋納遺構の概要と分析

今回の調査では、坪の周辺部に土師器甕を横位に納置した土器埋納遺構を計5基検出した。六条大路の路面上に SX6448、東一坊大路では、SD6400の西岸部に SX6485が1基と、七条条間北小路との交差点付近では、SD6400の東岸部に SX6460・6461が近接して2基あり、東一坊坊間東小路の路面上で、七条条間北小路との交差点に SX6533がある。土器の周辺には掘形を持ち、意識的に埋納したことは明らかで、主軸をほぼ南北にとる点で一致している。埋納した土器は SX6461に球形の胴部を持つ甕Aが1点ある他は全て長胴の甕Cであり、SX6533が単体であるのを除き、2個の甕の口縁部を合わせ口にして用いている。こうした埋納遺構は平城京では初めて検出したもので、全て条坊に関連した場所に設けている点が注目される。

埋納遺構の  
分 布

合 せ 口

甕Cは今回の調査では、他に七条条間北小路南側溝に掘られた祭祀土坑 SX6530と、坪内の井戸 SE6653からも各1点出土している。SX6530出土のものは墨の残存が不良だったものの、墨書人面土器として用いていた。また、SE6653の年代は平城宮土器IIに属するもので、これらの甕Cの年代の一端を推測することができる。甕Cは年代による差が食器類に比べてあまり顕著ではないとは言え、出土した甕Cは形態、技法的に極めて類似している。口縁部はやや内彎しながら外に大きく開き、端部が内側に肥厚する。胴部は卵形をした長胴であるが、口径と器高の比率はおよそ1:1~1:1.2の範囲に収まる。胴部最大径は中ほどにあり、口径と同じか、やや小さい。底部は丸底である。調整は、外面にはハケ目を施し、胴部はそのまま残すが、口縁部は後にヨコナデを加える。内面は口縁部、胴部ともにヨコナデで調整するが、口縁部にハケ目を残すものも1点だけ見られる。胴部内面にハケ目や削りを持つものはない。

土坑を掘って甕を埋納した例は、畿内およびその周辺で、管見に触れた限りでは40遺跡、48例(別表9)あり。長岡京と平安京の例は、同じ都城遺跡の条坊に近接して設けたものとして特に注目される。埋納した土器は甕を合わせ口にしたものが最も多く、16例ある。恭仁宮下層の例では、甕Cと甕を合わせ口にしていた。甕を単体で用いるのは7例あるが、土師器皿、鉢や須恵器の甕片で蓋をするものもある。東大阪市や八尾市周辺の河内地方中・南部では、甕Cの代わりに羽釜を使用する例が多い。

都城での例

こうした土師器甕を埋納する方法は、器種と甕の置き方によって大きく3つの類型に分けられる。第一の類型は1・5・7・9・11・16・26・27・33の例であり、甕Aを正位に埋納する。これらは長原遺跡例を除いて、すべて蓋を伴うと考えられ、分布は藤原京、平城京、長岡京の都城遺跡が主体である。長岡京のSK12では内部に曲物を入れ、銭貨と横櫛を埋納していた。また、西隆寺のSK499は、回廊の東北隅の中央間の礎石据付穴に納置したもので、内部には銭貨を織物でくるんで入れていた。第二の類型は甕を逆位に置くもので、6・8・12~15がこれにあたり、甕自体が蓋となる。使用する土器は球形の体部を持つ甕A・Bに限られ、平城京のみで

埋納遺構の  
分 類

地 鎮 検出している。甕の下には土師器皿Cを置き、金箔やガラス小玉などを納置しているものも多く、奈良三彩の小壺を持つものもある。こうした状況を考えると、第一、第二の類型はすべて地鎮に関するものと考えられる。長原遺跡例はやや特殊であるが、地割りの境界を示すものと解釈されており、その際の祭祀に関わるものであろう。その他が第三の類型で、使用する土器は甕Cや羽釜という長胴の器形が多く、埋納法は横位である。

縄文時代には深鉢を土坑内に埋納した例が多くあり、墓であると考えられている。土器内から成人の骨が出土した例もあるが、多くは小児埋葬であろう。この習俗は後の時代にも見られ、甕や埴輪を棺とし、口縁部に他の土器等で蓋をして埋葬することが行なわれていた。今回検出した埋納遺構も、こうした事例や合わせ口にしている点を考えると、人間の遺体を埋葬した墓であると考えられる。第V章1に記してある様に、甕の内部の土壌を脂肪酸分析した結果、人間に起因する脂肪酸を検出したこともこの想定を裏付ける。問題は被葬者の年齢であるが、土器の大きさから、成人をそのまま埋葬することは不可能である。また、火葬墓の場合は骨が内部に残っていることが多く、使用する土器の器種は須恵器壺Aが最も多い。他には土師器甕A・Bが見られる程度で、今回検出した埋納遺構の土器とは明らかに異なる。この様な点から、第三の類型は小児をそのまま埋葬した可能性が最も高い。

## ii 古代における埋葬の特質

奈良時代の埋葬は、『喪葬令』によって平城京内に遺体を埋葬することは禁じられており、調査事例から平城京の北方、東方、南方に葬地があったと考えられている<sup>2)</sup>。そうすると、京内の条坊に埋葬することは令の規定に反することになるが、佐保川の河川敷から人骨が出土し、死体を放置したと考えられる例<sup>3)</sup>もあり、厳密な運用をしなかった場合もあったのであろう。特に、今回検出した埋納遺構は小児を埋葬した可能性が高いものであり、社会の一員となる前に死亡した人間<sup>4)</sup> については、特殊な取り扱いをしたとも考えられる。

再生の思想 埋納遺構をわざわざ条坊に選地して設けている点については、死者の再生を願う思想に関連するものであろう。縄文時代の埋納葬は竪穴住居の入口に設けることが多く、人が出入りの際に踏むことによって再び胎内に宿り、生まれ変わることを願ったと考えられている。同じ様な事例は民俗例にも見られ<sup>5)</sup>、奈良時代にもこうした思想があったことは十分に考えられる。また、仏教には輪廻転生の思想があり、死んでから他の生物に生まれ変わるという話が仏教説話の中に多く出てくる。再び人間として生まれ変わることを願ったために、人間が多く通行する条坊に死んだ小児を埋葬したのであろうか。

平城宮、および平城京では長胴の甕Cの出土はそれほど多くはなく、宮内のSK219<sup>6)</sup>・820<sup>7)</sup>、SD1900<sup>8)</sup> や、京内では左京三条二坊のSD5100<sup>9)</sup> や左京八条一坊六坪のSG3500<sup>10)</sup>、右京八条一坊のSD920<sup>11)</sup> など少量が出土しているに過ぎない。出土した甕Cを見ると、器形、調整などは千差万別で、客体的な存在であったことが知られる。平城宮や平城京では、球形の体部を持った「都城型」<sup>12)</sup> と呼ばれる甕A・Bをもっぱら煮炊きに使用していたのである。

甕Cの分布 それでは、今回検出した甕Cは、どの地域との関連を想定すべきなのであろうか。8世紀代にも甕Cを用いた埋葬を行なっている地域は、河内地方、山城地方、伊勢地方に限られる。甕Cは古墳時代の土器の系譜を引くもので、6世紀の段階では各地で多く見られるが、7世紀に

なると量を減じ、飛鳥時代を経て奈良時代まで連続し、9世紀には殆ど姿を消す。8世紀の段階で甕Cが多く分布する地域を見ると、近江地方、伊勢・伊賀地方、和泉・紀伊地方があげられる。近江地方のものは従来「近江型」<sup>13)</sup>と呼ばれているものにあたり、口縁部が内彎しながら開き、胴部内面にもハケ目を持つ。伊勢・伊賀地方の甕Cは胴長の器形で、口縁端部が肥厚せず、内面にもハケ目がある。和泉・紀伊地方の甕Cは、内面に削り痕をそのまま残す点が特徴的である。今回出土した甕Cはこうした土器とは明らかに異なり、関連性は薄い。一方、各地で少量ながら出土している甕Cの中から器形、調整手法等で一致する土器を探すと、大和の神木坂遺跡、山城南部の上津遺跡、上人ヶ平遺跡、摂津東部の梶原南遺跡、河内中部の墓尾古墳  
河内地方  
隣接地、播磨の本町遺跡、丹波の篠窯址群西長尾A地区遺跡が挙げられる<sup>14)</sup>。その中で、墓尾古墳隣接地の甕Cは土器棺として用いていたもので、土器の形態、用途ともに一致する点で注目される。

奈良時代の社会には、律令制の運用に伴って多くの官人が居り、彼らは出身地を離れて地方や中央で勤務することも多かった。こうした官人が任地で死亡した際には、埋葬地は出身地を

重視する傾向が見られ、火葬墓の墓誌等からいくつかの  
例が判明している。越後の国司であった伊奈大村は任地で死亡し、大和に帰葬している。逆に、中央に出仕した伊福部徳足比売は、出身地の因幡国に葬っている<sup>15)</sup>。また、飛鳥浄御原で死亡し、摂津国を本貫地とする藤原鎌足の墓は、高槻市の阿武山古墳であることが有力<sup>16)</sup>で、これも出身地重視の思想の現れである。古墳時代においても、琵琶湖西岸に数多く存在する群集墳は、この地に住み着いた後、各地に散って活動していた渡来人系の氏族が帰葬したものという考えがあり<sup>17)</sup>、古くからこうした思想が存在したことをうかがわせる。一方、小児に関しては帰葬したと考えられる例はなく、死亡した場所で埋葬したのであろう。しかし、その際にも出身地の習俗を重視しており、左京七条一坊十六坪の居住者は長胴の甕Cを土器棺として用いたものと考えられる。

今回検出した土器埋納遺構は、使用した甕Cの分析から、河内中部、あるいは摂津東部から山城南部にかけての地域との関連性が強いと考えられ、これはひいては十六坪の居住者がこの地方のどこかに本貫地を持っていたということになろう。都市型の生活を営んでいた平城京の住民であっても、人間の死亡、埋葬という根源的な部分では、まだ出身地の習俗を残している面が見られるのである。今回の例は平城京で初めて明らかになったもので、現状では左京七条一坊十六坪周辺のみでの特殊な事例ではあるが、京内での生活を考える上で、興味深い一例である。

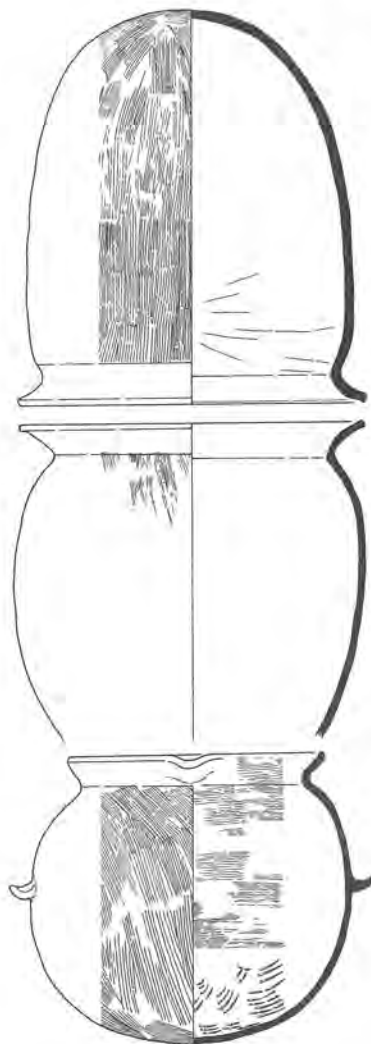


Fig. 50 墓尾古墳隣接地甕棺墓出土土器  
1 : 6

出身地への  
帰 葬

本 貫 地 の  
推 定

## B 出土遺物から見た奈良時代の祭祀

### i 祭祀用土器・土製品の生産と使用法

ここでは、SD6400出土の祭祀用土器・土製品を中心に、祭祀用木製品、金属製品も含めて左京七条一坊十六坪における祭祀の状況を明らかにするとともに、平城京内での祭祀のあり方についても分析することにした。まず、その前段階として、祭祀用土器・土製品の製作技法と使用法について興味深い事例が明らかになったので、それについて見ていくことにする。

祭祀用土器・土製品の製作技法については、既にいくつかの分析がある<sup>18)</sup>。人面土器に用いる壺Bの製作技法は、球形の体部を持つ甕A・Bが当初平底に作ったものを叩いて丸底にする工程を取るのに対し、杯、皿などを製作台としてその上に粘土紐を巻き上げて成形するという工程が復原されている。SD6400から出土した祭祀用土製品のうちで、土師器小型模造甕の製作技法を復原できる好例があった。

壺Bの製作技法

小型模造甕の製作技法

小型模造甕の基本的な製作技法は、粘土紐の巻き上げによって形をつくるもので、外面、内面に巻き上げ痕がある。Pl. 42 に示した甕のうち、944には左の裾部の外面に凹みが残っていた(Ph. 28-944)。これは底部に対しては傾斜しているが、口縁部に対しては平行するもので、土師器壺Bに通有な製作台の痕跡と全く同じものである。このことから、小型模造甕においても粘土紐を巻き上げる際には成形台にのせて行なうことがわかる。即ち、小型模造甕は、①土師器皿Cなどを成形台として、その上に粘土紐を巻き上げて形を作り、②成形台をはずし、口縁部にヨコナデを加え、③その後、底部を口縁に対して傾斜させて切り取って甕の底部を作り、焚き口を削り取り、④脷を貼り付けて細部のナデ調整を行なうという工程が復原できるのである(Fig. 51)。この様に、小型模造甕は土師器壺Bと途中までは同じ製作工程を採るということは、壺Bの製作者が小型模造甕をも製作していたことであり、祭祀用土器・土製品を製作する特定の工人集団が居たことをうかがわせる。

壺Bと同一工

また、SD6400からは、同巧の土馬が2組5点出土している。それはPl. 44の953・954および957・960であり、特に953・954は製作技法までも共通している(Ph. 28)。この様に、同巧の土馬を複数用いて祭祀を行なった例は左京三条一坊七坪のSK17でも確認している<sup>19)</sup>。また、墨書人面土器でも、Pl. 38の607・608は土器の形態、顔の表情について瓜二つであり、祭祀用土器・土製品はいくつかを組にして使用する例があったことがわかる。斎串は、文献の記載から何枚かをセットで使用したことが復原されており、墨書人面土器もそうしたことが想定されている<sup>20)</sup>。今回の調査結果においても、それを裏付けることとなった。

セットでの使用

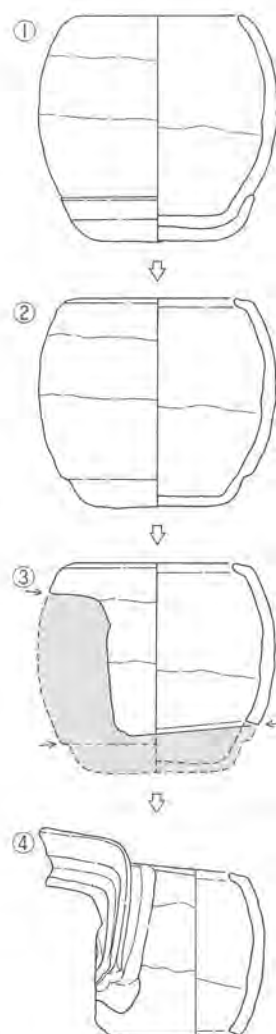


Fig. 51 甕の製作技法

## ii 東一坊大路西側溝における分布

SD6400から出土した祭祀用土器・土製品の分布は別図7に示したが、側溝内にまんべんなく分布するわけではなく、集中する部分が6ヶ所に認められる。それは北からR・IK区～R・IO区、R・IH区周辺、Q・HT区周辺、Q・HJ区周辺、Q・HB区周辺、P・GJ区～P・GL区であり、順に第1～第6地点と呼称しておく。第1地点は東一坊大路と六条大路の交差点、第6地点は東一坊大路と七条条間北小路との交差点であり、第3地点は橋SX6420がかかるところにあたる。第2地点は第1地点同様、交差点に関わるものと見られるが、第4・第5地点の性格は不明である。出土量が特に多いのは、条坊の交差点と橋SX6420がかかるところで、第1地点では墨書人面土器が96点、土馬が30点、小型模造土器が36点出土し、第6地点では墨書人面土器が81点、土馬が19点、小型模造土器が37点出土した。第3地点では墨書人面土器が55点、土馬が21点、小型模造土器が23点出土した。層位的な面では、褐色粗砂層と暗灰砂層から出土したものが大半を占める。SD6400の層位は再堆積層が多いために、時期の比定が容易ではないが、第1地点では殆どが褐色粗砂層からの出土で、奈良時代前半に集中的に祭祀を行なった傾向がうかがえる。一方、第6地点と第3地点では褐色粗砂層と暗灰砂層からの出土量がほぼ等しく、時期的な偏りは認めにくい。

SD6400は条坊の側溝という性格上、出土した遺物は水流によって流されている可能性を考慮する必要がある。しかし、墨書人面土器と小型模造土器、土馬は一致した分布を示すことと、他の木製品、木簡の出土状況を見ても水流の影響はあまりなかったと言って良く、ほぼ原位置を保って出土したものと考えられる<sup>21)</sup>。祭祀用土器・土製品の分布は人形、斎串などの祭祀用木製品、金属製品の分布とも一致し、左京七条一坊十六坪の周辺では、条坊の交差点と橋の周辺が主に祭祀を行なう場であったことが知られる。長岡京では交差点周辺を祭祀の場として重要視していた状況がうかがわれ、交差点そのものが祭祀の場として重視されていたという指摘もある<sup>22)</sup>。今回の第1地点、第6地点の事例も、まさにこうした状況を反映しているものと言える。また、橋は溝をまたぐという性格から、祭祀遺物の出土量が多いものと考えられる。しかし、こうした出土傾向は、SD6400では祭祀遺物以外の土師器、須恵器、製塩土器や瓦の分布(別図7)も同じ様相を示しており、祭祀用品のみを特定の場所に集中して遺棄していたというわけではなさそうである。祭祀を行なう場が、日常の塵芥を廃棄する場とある事情により一致しているのか、あるいは、やはり水流が影響を及ぼしているのか、などの理由が考えられるが、今回の分析では判断するに至らなかった。条坊の側溝を用いた祭祀遺跡の場合は、他の遺物の分布とも重ね合わせて分析する必要があり、今後の検討課題である。

## iii 京内祭祀の特質

ここで、平城京内での祭祀のあり方を見るため、同じ様に祭祀用土器・土製品がまとまって出土した遺構と、祭祀関連遺跡と考えられる遺構の出土土器を取り上げ、SD6400との比較を行なってみることにしたい。対象とするのは、右京八条一坊十一坪の西一坊坊間路西側溝SD920<sup>23)</sup>、左京八条三坊九坪の東堀河SD1300<sup>24)</sup>と、左京九条一坊、九条大路上の前川遺跡<sup>25)</sup>、および平城宮壬生門前面の二条大路北側溝SD1250<sup>26)</sup>の例である。

#### a SD920

坪の東辺部で、北から約75 m にわたって調査した。調査区の北端は八条条間路との交差点までは達しないものの、そのすぐ南までは及んでおり、全長は坪東辺部のおよそ三分の二にあたる。SD920の規模は幅が上面で5.5～11.0 m、底で3.0～8.0 m、深さが1.5～1.75 m を測る大規模なもので、東一坊大路西側溝 SD6400と同様に京内における基幹排水路であった。その点で、左京と右京のSD6400に対する右京域の事例として注目される。

SD920からは、墨書人面土器、小型模造土器、土馬をはじめ、人形、斎串、矢形、刀形、馬形の木製品、小型素文鏡、銅鈴、土器に記した呪符と、馬に乗る疫神を描いた墨画土器という多種多彩な祭祀遺物が出土している。祭祀用土器・土製品の出土点数は、墨書人面土器が509点、小型模造土器が110点、土馬が142点である。墨書人面土器の分布を見ると、全域からまんべんなく出土する傾向にあるが、八条条間路との交差点付近、調査区南端にあたる坪の南北二等分線付近、および両地点の中間部の3ヶ所にやや集中する部分が認められる。その中で、交差点付近からの出土量が最も多い。SD920の堆積は、上から灰色砂質土、黒灰粘土、灰色粗砂、暗灰粘土の4層に大きく分けられる。堆積層はSD6400と同様にかなり乱れがあるが、最下層の暗灰粘土層から出土した土器は、ほぼ平城宮土器Ⅱ・Ⅲの範囲に収まる。墨書人面土器は第3層の灰色粗砂層から殆どの個体が出土しており、中央の集中部では暗灰粘土層出土のものがやや多い。こうした傾向は、小型模造土器、土馬ともに基本的に認められる。この様に、SD920においても、条坊の交差点付近に祭祀遺物が集中して出土する現象が認められる。なお、調査区の南端に集中する地点があるのは、この部分にはしがらみによる護岸があり、それに関連するものであろう。

#### b SD1300

東堀河 坪の北半部に、南北幅が約5 m のトレンチを17 m の間隔で2ヶ所に入れたのみで、SD6400・SD920に比べて検出長は短い。墨書人面土器45点、土馬118点、人形2点、斎串4点の祭祀遺物が出土し、小型模造土器は出土していない。墨書人面土器、土馬ともに、北と南のトレンチからほぼ同数ずつ出土しており、調査面積の制約もあって地点における特徴は認めることができない。しかし、検出長の割には出土量が多いと言え、東堀河が祭祀の場として重要視されていたことはうかがえる。

東堀河は他にも数ヶ所で調査を行っており、祭祀遺物が出土している。1983年度の奈良市教育委員会による六条三坊十坪における調査では、坪の南端部で東堀河を約45 m にわたって検出し、破片数にして138点におよぶ墨書人面土器の他、小型模造土器、土馬が出土している<sup>27)</sup>。墨書人面土器の分布は、調査区の中央部に集まる傾向を示し、六条条間路との交差部付近には集中していない。これは、六条条間路との交差部そのものまで調査区が及んでいないことと、堀川が道路側溝ではなく、宅地内を南北に貫流することによるのであろう。

#### c 前川遺跡

左京九条一坊十三坪の南方、九条大路の路面上に位置し、調査地は朱雀大路との交差点から

東方に約500 m、東一坊大路との交差点から西に約50 m の地点にあたる。河川改修工事の際に2基の井戸と8基の土坑を検出した。祭祀遺物は、井戸から墨書人面土器1点、小型模造甗1点と土馬2点、土坑からは土師器の小型模造横瓶1点、土馬1点が出土した。他には多量の土器が井戸、土坑から出土している。土器の年代は平城宮土器Ⅲ中段階に属し、平城京遷都前後の頃にあたる。

祭祀遺物は  
少ない

出土した土器を見ると、土師器は杯A、杯B蓋、杯C、皿A、皿B、皿C、椀A、椀C、盤A、鉢A、鉢B、鉢C、鉢X、高杯、壺B、甕A、甕B、甕C、甕があり、須恵器は杯A、杯B、杯B蓋、杯C、皿B、鉢A、壺A、壺A蓋、壺H、壺L、壺P、双耳瓶がある。土師器は井戸、土坑の双方から出土したが、土坑出土の土器は食器類が中心で、他には壺Bが1点あるだけである。一方、須恵器は殆どが井戸からの出土で、土坑からは杯Bが1点と壺の破片が数点出土しているに過ぎない。土師器、須恵器ともに完形で出土したものが多く、須恵器壺類は口縁部を意図的に打ち欠いていることが特徴的である。これらの土器には使用痕がほとんど認められず、特に土師器甕では二次的に火を受けているものはなく、甕も5個体出土したうちで煤が付着するものは1個体だけである。こうしたことから、出土した土器は何らかの祭祀に使用した後、一括して廃棄されたものと考えられる。この祭祀については、平城京の南限を限る九条大路上に位置することから、京内に侵入しようとする疫神をここで饗応し、帰ってもらう道饗祭だという可能性が考えられている<sup>28)</sup>。

南京極での  
祭祀

#### d SD1250

平城宮壬生門の調査で検出した二条大路北側溝で、門の前面にあたる部分は奈良時代後半に埋め立てられる。その場所から、200点以上に及ぶ人形をはじめとして、大量の祭祀用木製品が出土した。これらの祭祀遺物は、文献に見られる、宮中で年2回行なった大祓の際に使用したものと考えられる。出土した土器は土師器、須恵器の食器が主体で、少量の土師器の煮炊具、須恵器の壺、甕を含み、祭祀用土器・土製品は出土していない。土器の年代は平城宮土器Ⅱ～Ⅲ古段階で、神亀年間～天平年間前半の木簡を共伴している。

大 祓

報告書では出土土器の詳しい記載がなされていないので、ここで代表的な土器を一部図示し、様相を概観しておくこととする(Fig. 52)。土師器は杯A(2・3)、杯B(7)、杯B蓋、杯C(1)、皿A(8)、皿B(9)、椀C(6)、鉢B(4)、鉢E(5)、壺A(11)、鍋(10)甕A、甕B(12)があり、須恵器には杯A(23・24)、杯B(22・25)、杯B蓋(21)、杯C(26)、杯E、鉢A(27)、鉢D、高杯、壺A、壺蓋、壺H、壺K(28)がある。土師器、須恵器の食器ともに、杯、皿が主体であるが、盤、鉢、高杯も見られ、基本的な器種をそろえる。杯類は口径、器高による法量の区分が存在し、その面でも基本的な食膳具のセットであると考えられる。なかでも、土師器食器類にⅠ群土器が一定量見られ、須恵器食器類で器高が高い一群(24・25)が比較的多いことと合わせ、宮内で使用した土器の特徴を備えている。土師器煮炊具は甕の量が多いものの、甗、甕と思われる破片も出土している。甕は実際に火にかけて使用した痕跡があるものも少量見られるが、甕B(12)をはじめ、火にかけた痕跡がなく未使用のものが多く存在している。これらの土器の中でも、土師器、須恵器の杯、皿類は完形品の割合が非常に高く、特徴的である。図示したものでは、須恵器壺K(28)は漆運搬具として使用したもので、他にも兵部省関係の墨書土器も見られること

使用痕の  
ない土器

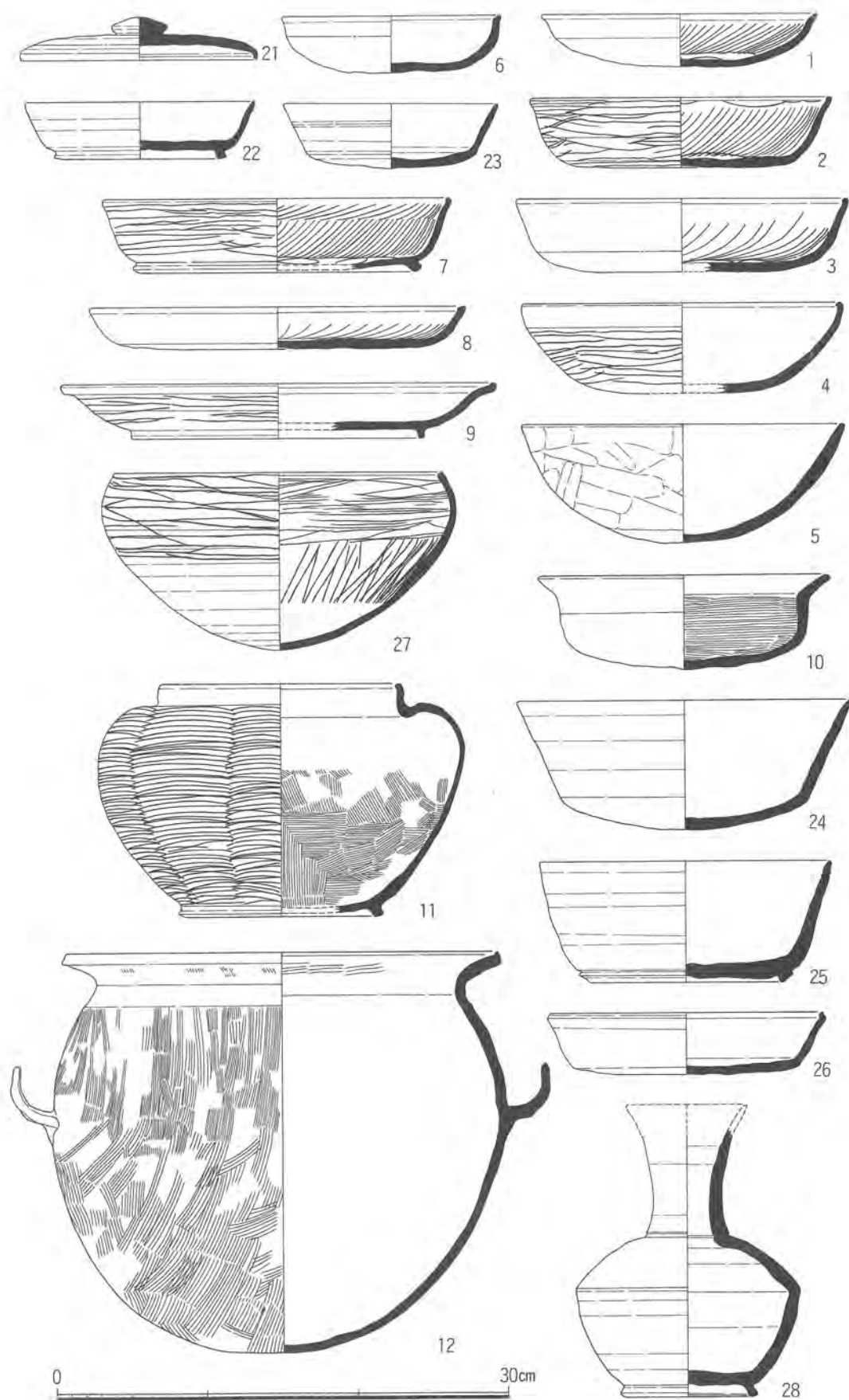


Fig. 52 SD1250 出土土器 1 : 4

から、出土土器全てが一括というわけではない。また、大祓の際に土器を用いたという文献上の記録もないが、先に記した特徴を持つ土器群は前川遺跡出土土器に通じるもので、何らかの行為の後にまとめて廃棄した可能性がある。

#### e 土器・土製品を用いた祭祀

祭祀用土器・土製品の用途については、墨書人面土器は土器の中に息を吹き込んでから蓋を用いて流し、身の汚れをはらうものと考えられ、人形の使用法と通じるものがある。小型模造土器のうちで甗、甕、竈のセットは実用品の形代で、用途については『日本霊異記』の以下の記述が参考となろう<sup>29)</sup>。

「讃岐国山田郡、有布敷臣衣女。聖武天皇代、衣女忽得病。時偉備百味、祭門左右、賂於疫神而饗之也。閻羅王使鬼、来召衣女。其鬼走疲、見祭食、飜就而受之。(後略)」

これは、急病にかかった人が門の両側にご馳走を置いたところ、閻魔王の使いの鬼がそれを食べて帰り、そのために後に利益を得たという話で、奈良時代にこうした思想、風習があったことをうかがわせる。その面で、甗、甕、竈のセットは、まさに疫神を饗応するための道具であると言える。須恵器壺類などは、寺院の鎮壇具として出土する例も多く、地鎮に関わる道具であろう。土馬は、水に関わる祭祀に使用したというのが通説であるが、馬は疫神の乗り物であり、その形代を破壊することによって疫神の活動を封じるという説<sup>30)</sup>も有力である。

小型模造土器の中で、甗、甗、竈のセットは、6世紀から7世紀にかけて近江の大津市北郊や南大和・紀伊地方などの古墳に副葬されている例<sup>31)</sup>があるが、これは7世紀後半になると姿を消してしまい、平城京での小型模造土器とは直接系譜関係はたどりにくい。小型模造土器は墨書人面土器とともに確実に7世紀段階に遡る資料はまだ出土しておらず<sup>32)</sup>、8世紀になって新たに成立した祭祀の形態であると言える。また、土馬は古墳時代から例が見られるが、7世紀段階までの多彩な形態から、8世紀には都城遺跡出土の土馬は、定型化する傾向がうかがわれ、新たな祭祀形態に移行したと見ることができる。

8世紀の  
祭祀形態

なお、今回の調査ではSD6400と坪内では異なった祭祀の状況を示す例がある。SD6400出土の小型模造土器はほとんど甗、甕、竈に限られ、それ以外には土師器の高杯が2点と須恵器の壺Dが1点あるのみである。すなわち、SD6400においては、小型模造土器を用いる祭祀は食物を疫神に饗応する祭祀に限定されると考えてよい。一方、IL42・44区からは936・937・940の計3点の須恵器壺が集中して出土している。これらは包含層の出土であるが、この位置は十六坪の北面築地の南雨落溝が東西に通る場所にあたり、遺構としては検出していないものの、本来雨落溝に属するものであった可能性が高い。その場合、3点ともに須恵器壺であり、かつ頸部を欠く状況で出土したことが注意される。SD6400の様な甗、甕、竈の3点セットを用いる祭祀とは異なったあり方が想定され、興味深い。

坪内の祭祀

#### f 宮内祭祀と京内祭祀

先に5ヶ所の例において、平城京内の祭祀遺跡から出土した遺物の概観をしてきたが、出土土器・土製品の様相を見ると、2つの類型に分けることができる。第一の類型は墨書人面土器、小型模造土器、土馬の祭祀用土器・土製品が大量に出土するもので、SD6400、SD920、SD1300



- 18) 上村和直「人面土器の製作技術の検討」『長岡京古文化論集』II 1992  
 巽淳一郎「煮炊具の生産と供給」『古代の土器研究—律令的土器様式の西・東4 煮炊具—』1996
- 19) 奈文研『1995年度平城概報』1996
- 20) 奈文研 註11) 前掲書
- 21) 奈良三彩の鉢A (Pl. 37-525) は約45 m の範囲から出土したが、水流により流れて磨滅した状況ではない。
- 22) 久保康博「辻の祭祀考」『(京都市埋蔵文化財研究所)研究紀要』第2号 1995
- 23) 奈文研 註11) 前掲書
- 24) 奈文研『平城京左京八条三坊発掘調査概報』1976
- 25) 奈良市『平城京朱雀大路発掘調査報告』1974
- 26) 奈文研『昭和55年度平城概報』1981
- 27) 墨書人面土器の出土点数については、奈良市教育委員会より提供を受けた。また、ここでの点数のみ破片数であるが、他の点数は個体数である。
- 28) 巽淳一郎『まじないの世界II』『日本の美術』第361号 1996
- 29) 中田祝夫注・訳『日本霊異記』(日本古典文学全集10) 1995
- 30) 水野正好「馬・馬・馬—その語りの考古学」『奈良大学文化財学報』第2号 1983
- 31) 大通寺3号墳(滋賀県教委『一般国道161号バイパス建設にともなう発掘調査発掘調査報告書 大通寺古墳群』1995)、福王子2号墳(滋賀県教委『滋賀県文化財調査報告書第4冊』1970)、沼山古墳(橿考研『橿原市沼山古墳 益田池堤』1985)など。
- 32) 最近橿原市の下ツ道西側溝、藤原宮西面外濠などの藤原京城からの出土例があるが、確実に7世紀代のものとは言い切れない。
- 33) 前川遺跡出土土器のセットの用途をもとに、祭祀形態を推測してみると、土師器煮炊具は食物を調理するもので、土師器、須恵器の食器に盛り付けるものである。須恵器壺、瓶類は液体、おそらくは酒の容器で、土師器杯Cを酒杯とするものと考えられる。こうした状況は基本的にSD1250でも同じであろう。

## 5 金属製人形について

東一坊大路西側溝からは、多種多様な祭祀用具が出土した。そのなかで、金属製人形については、天皇・中宮・東宮の使用した祭料と推定されている遺物<sup>1)</sup>である。今回の調査では橋SX6420付近に集中して分布し、祭祀に用いられた後、これらが橋の付近から溝へ投棄されたと推測される。このような強い集中は、土馬など他の祭祀遺物には見られず、金属製人形の特異性を示している。ところで、金属製人形は従来、主に平城宮とその周辺に分布の中心があったが、今回は宮から離れた地域で、銅製・鉄製合わせて17点と多量に出土した。また、金属製人形は藤原京でも出土例が増加しており、これらも含め、あらためて金属製人形の性格を検討する必要が出てきている。ここでは、別表11にまとめた平城京・藤原京など21地点から出土した計76点を対象に、金属製人形を考察する。なお、金属製人形の素材としては、金銅製、銅製、鉄製が知られているが、金銅は銅に鍍金したものであるから、以下の考察では、銅製に含めて検討する。

### A 分類

金属製人形のなかで、銅製については分類がある<sup>2)</sup>が、銅製・鉄製とも、形態・製作技術に共通点が多く、あらためて両者を含めて分類・整理する必要がある。

ここでは金属製人形の分類基準として、腕の表現をとりあげる。腕以外に頸部や脚部など外形分類の基準になりうる要素があるが、金属製人形の外形は、短冊状の素材から、工具を変えことなく一連の工程で製作しており、実際は腕の表現方法によってそれぞれの要素も規定されてくる。

腕の表現は次の3種に分類できる。

|         |                                        |
|---------|----------------------------------------|
| 切 刻 腕 式 | 両側縁の斜めの切り込みで腕を表現する切込腕式。                |
| 無 腕 式   | 側縁と下端の小さな三角形の切り欠きで腰を表現し、明瞭な腕の表現が無い無腕式。 |
| 刻 腕 式   | たがねによる刻みで腕を表現する刻腕式。                    |

切込腕式は、頸部は両側縁の三角形の切り欠きで表現し、脚は下端を長三角形に切り欠くか、縦に切り開いて作る。無腕式は、脚や頸部も腰と同様小さな三角形の切り欠きで表現する。切込腕式と無腕式には、工具にはさみを用いる場合が多いが、素材が厚い場合にはたがねを用いる。刻腕式は、頸部の切り欠きが無く、脚は縦の刻みか切り開くことによって表現する。工具はたがねを用いる。

別表11にまとめたように、素材別では銅製人形は切込腕式と無腕式、鉄製人形は刻腕式が多い。これは、銅は鉄よりも容易に薄く延ばすことができるといふ素材の特徴を反映したものと考えられる。つまり、薄ければ、はさみを用いて切り欠きをいれることができるが、厚くなると、はさみが使えないため、

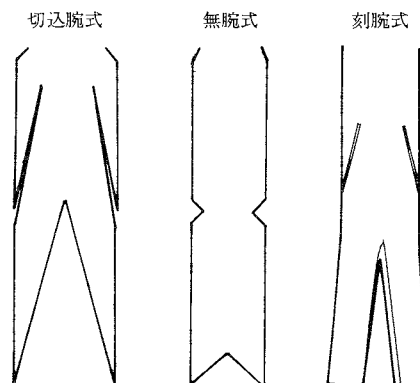


Fig. 52 金属製人形の形式

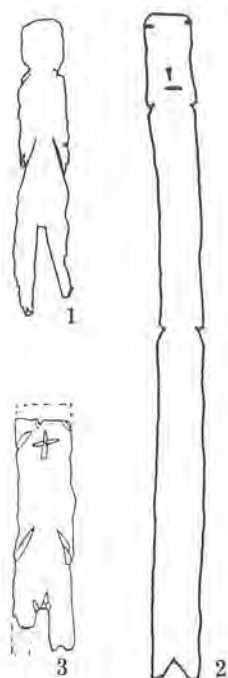


Fig. 54 銅製人形の実例  
 1. 切込腕式・飛鳥池  
 2. 無腕式・平城宮東南隅  
 3. 刻腕式・藤原京右京七条一坊

たがねで刻みをいれることになる。ちなみにたがねを用いて腕・脚を表現した銅製人形も、素材が厚くなる傾向がうかがえる。

なお、顔の表現は銅・鉄ともに通常たがねを用いるが、銅製人形には針書したものもある。銅切込腕式は、ほとんどに顔の表現があるが、銅無腕式には無いものが多い。鉄製人形は頭部の残るものすべてに顔の表現があり、顔を表現することが原則だったのであろう。

## B 年代・出土遺構

各金属製人形の年代は別表11のように考えられる。沖の島例についても、藤原京期を含む7世紀代後半としてよいであろう。銅製人形では、切込腕式がその頃に盛行したことは明らかである。また、平城宮東大溝出土の切込腕式2点は、出土層位から奈良時代初頭～前半の時期におさまリ、そこでは無腕式も共伴している。一方、無腕式が3点出土した二条大路上濠状遺構 SD5100は、平城宮土器Ⅲの古段階(天平年間前半)に時期を限定できる資料である。以上より、銅製人形は、当初、切込腕式が主流であったが、天平年間前半には無腕式に変化していたと考えられるであろう。なお、刻腕式は、藤原京で1点出土しているのみで、銅製人形の主要形式ではなかったようである。

一方、鉄製人形は銅製人形以上に類例に乏しく、推移を確実にとらえるのが困難である。切込腕式は山梨県釈迦堂遺跡に見られる。ここでは美濃須衛古窯の老洞1号窯や高蔵2号窯の製品に近い特徴を持つ須恵器が共伴し、年代は8世紀第1四半期に位置づけられる<sup>3)</sup>。また、無腕式は1例のみであるが、銅製人形と形態がまったく同じである。類例は少ないが、鉄製人形の切込腕式・無腕式については、一応、銅製人形と同様な年代観を想定しうるのであろう。刻腕式の古い例になる沖の島の鉄製人形は、手の表現が残っていないが、足をたがねで切り開いており、腰の切れ込みも浅いので、この形式と考えた。したがって、鉄製人形の刻腕式についても、銅製人形同様、7世紀後半から存在したと考えて間違いなかろう。刻腕式には確実な奈良時代前半の例がないが、出土点数や上述したような素材の特徴から、奈良時代になると鉄製人形的主流は刻腕式となったと考えられよう。

金属製人形の出土地は、現在のところ藤原京・平城京以外では、沖の島と釈迦堂に限られる。ただし、これらの年代は、ほぼ藤原京期～奈良時代初頭頃と考えられ、その後は平城京のみの出土となっている。また、藤原京では藤原宮の発掘面積が平城宮ほどの割合に達していないこともあって、宮内の出土例がまだないためもあるが、京からの出土が顕著である。さらに藤原京期では、祭祀遺構・井戸・土坑などの溝以外の遺構からの出土例が平城京よりも顕著な傾向がある。一方、平城京では、宮外からの出土も増えているが、宮内およびその周辺が分布の中心である点は変わらない。出土遺構はほとんどが溝である。また、銅製人形は宮内外で出土しているが、鉄製人形は、現在のところ、宮内では出土していない。

## C 法 量

次に法量の特徴に関して検討する。別表12は銅製人形の完形もしくはそれに近いものの計測値をまとめたものである。切込腕式は、類例が少ないので一般的な傾向といえるか疑問もあるが、奈良時代にはいると大型化する傾向があるようである。切込腕式と無腕式の比較でも、おむね無腕式の方が、幅は狭いが全長は長い傾向がある。刻腕式の1例についても考慮すると、藤原京期までは全長が10 cm 以下で、奈良時代に全長が伸びるといえよう。

しかし、切込腕式と無腕式との違いは、単純な全長・幅の差だけではない。両者の各計測値のばらつきの程度を見るために、それぞれの平均・標準偏差・変動係数(標準偏差/平均)をまとめたのが Tab. 27 である。変動係数により、異なる母集団のばらつきの程度を相対的に比較することができ、変動係数が小さいほどばらつきの程度が小さいといえる。特に全長に注目すると、

銅無腕式の規格性

無腕式は平均長が切込腕式より長いにも関わらず標準偏差は小さく、変動係数は切込腕式の3分の1程度になっている。幅にも同様な傾向があり、全体として無腕式は切込腕式に比べ計測値のばらつきが小さく、より規格化されているといえよう。全長については、ほとんどの製品が11.7~15.0 cm の範囲にはいり、おそらく4~5寸の規格で作られたと考えられる。なお、宮東南隅の例を見ると、法量や顔の表現がほぼ一致するものが3枚あり、木製人形について指摘された2枚1組の最低単位の原則<sup>4)</sup>は、銅無腕式には認められそうである。また、厚さについて平均値で比較すると、無腕式が切込腕式より薄い傾向がある。これは、はさみによる加工をより容易にするためと考えられる。

一方、鉄製人形は銅より錆化・破損しやすく、全長を推定できる製品が少ない。また、全長が推定できる製品は小型品が多くなるので、統計的な処理ができない。ここでは、破損品からの予測を述べておく。Tab. 28 は、完形に近いものを参考に、残存部の法量から大まかに破損

Tab. 27 銅製人形形式別計測値比較

|         | 切込腕    | 無 腕   |
|---------|--------|-------|
| (長さ:cm) |        |       |
| 平 均     | 6.9    | 13.0  |
| 標準偏差    | 2.5    | 1.6   |
| 変動係数    | 36.1%  | 12.3% |
| (幅:cm)  |        |       |
| 平 均     | 1.3    | 0.9   |
| 標準偏差    | 0.4    | 0.1   |
| 変動係数    | 28.0%  | 13.5% |
| (厚さ:mm) |        |       |
| 平 均     | 0.65   | 0.44  |
| 標準偏差    | 0.24   | 0.11  |
| 変動係数    | 37.6%  | 25.1% |
| (重量:g)  |        |       |
| 平 均     | 3.2    | 2.5   |
| 標準偏差    | 3.4    | 1.2   |
| 変動係数    | 104.2% | 46.0% |

Tab. 28 鉄製人形形式別・時期別全長分布(推定値含む)

|           | <10 cm | <15 cm | 約20 cm | 約30 cm |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| (切込腕式)    |        |        |        |        |
| 釈迦堂       |        | 2      |        |        |
| (無腕式)     |        |        |        |        |
| 平城京左京七条一坊 |        | 1      |        |        |
| (刻腕式)     |        |        |        |        |
| 沖の島5号祭祀遺構 | 2      |        |        |        |
| 平城宮東南隅    | 2      |        |        | 1      |
| 東堀河       | 1      |        |        |        |
| 平城京左京七条一坊 |        | 3      | 11     |        |
| (時期別)     |        |        |        |        |
| 藤原~奈良初頭   | 2      | 2      |        |        |
| 奈良        | 3      | 4      | 11     | 1      |

Tab. 29 時期別計測値比較

|         | 藤 原   | 奈 良   |
|---------|-------|-------|
| (長さ:cm) |       |       |
| 平 均     | 5.6   | 13.0  |
| 標準偏差    | 1.7   | 2.4   |
| 変動係数    | 30.4% | 18.5% |
| (幅:mm)  |       |       |
| 平 均     | 1.2   | 1.0   |
| 標準偏差    | 0.30  | 0.31  |
| 変動係数    | 25.0% | 30.2% |
| (厚さ:mm) |       |       |
| 平 均     | 0.65  | 0.47  |
| 標準偏差    | 0.30  | 0.13  |
| 変動係数    | 46.9% | 28.1% |

品の全長を推定して作成した表である。切込腕式と無腕式は類例が少なく、一般的な傾向を知ることにはできない。時期別にまとめてみると、奈良時代にはいると、銅製人形同様に長いものが増える傾向は見てとれる。また、無腕式については、銅無腕式の4～5寸の範囲にはいり、銅無腕式と同様の規格が存在したと考えられる。主要形式である刻腕式には、奈良時代のものに限っても、様々な法量のものが製作されている。銅無腕式のような規格がないのか、あるいは複数の規格が存在したのであろう。破片からの推定がほとんどなので断定はできないが、左京七条一坊の例では、18～22 cm 程度に復原できるものが多く、6～7寸の規格が考えられ、宮東南隅出土例では1尺と推定されるものもある<sup>9)</sup>ので、ここでは後者の可能性が高いと考える。なお、SD6400出土品の有孔の鉄刻腕式に同巧品が2枚あり、鉄刻腕式にも2枚1組の最低単位が存在した可能性がある。

鉄刻腕式の規格

## D 金属製人形の特性

金属製人形については銅・鉄ともに『延喜式』に見える金人・銀人・鉄人に対応させる説が一般的である。金・銀人とは、鉄製人形に箔を被せる、あるいは木製人形に金・銀泥を塗ったものと考えられている<sup>9)</sup>。なお、『延喜式』の記載に銅製人形がない点については、銅生産の衰退によるものと考えられている<sup>7)</sup>。また、平城宮東南隅で出土した鉄製人形が『延喜式』記載の長さ一尺に合致することから、『延喜式』の祭祀内容が8世紀に遡りうるとされている<sup>8)</sup>。しかし、平城京出土の金属製人形は『延喜式』の規定に合致しないものがほとんどであり、むしろ9世紀末～10世紀とは別の原則に基づいて製作・使用されていた可能性が高い。既に指摘されている<sup>9)</sup>ように、『延喜式』の内容を奈良時代の考古遺物にそのまま対応させるのは問題がある。ここでは、銅製人形と鉄製人形の変遷と比較から、天武朝から奈良時代の人形のあり方を探ってみよう。

金属製人形の変遷を再度まとめてみよう。金属製人形は7世紀後半に登場した。おそらく天武・持統朝に人形や馬形などの木製形代とともに導入され、道教などの中国の影響を強く受けている<sup>10)</sup>。官営工房と考えられる飛鳥池からの出土により、この時期から公的に使用されたと想定できる。奈良時代初頭までは、形態的には木製人形と共通する切込腕式が主流であった。ただし、藤原京期には概して金属製人形のほうが木製人形に比べ小振りであり、法量によって両者の違いを際立たせていたのかもしれない。また、当初は藤原京以外の地でも使用され、出土遺構を参考にするとそれらを用いた祭祀自体も多様であったらしい。

しかし、平城遷都後まもなくして、製作技術面で大きな画期がある。それは銅製人形では無腕式が採用され、鉄製人形では刻腕式が主流となった点である。特に、銅製人形では、表現がより簡素で製作も簡単となり、量産化に対応できる形式が採用されたと評価できる。一方、鉄製人形が刻腕式になった要因には、短冊形の形状という点で銅製人形と歩調を合わせたということもあるが、同時に、製作の容易さという点もあったであろう。そして、この段階から形態的に木製人形との違いがはっきりする。さらに、出土地が平城京に限られるという点は注目すべきであろう。これと関連して、沖の島では、奈良時代以降、祭祀の場所や遺物の組成が変わり、人形の素材も金属から滑石に変わる点が参考になる<sup>11)</sup>。この変化の理由を素材の入手しやすさに求める考え<sup>12)</sup>もあるが、この時期の代表的な1号祭祀遺構では金銅製品も多数出土して

金属製人形の量産化

いるので、それだけでは説明ができない。むしろ、金属製人形を使用できない理由があるので、滑石に変えたと考えるべきであろう。奈良時代になって、金属製人形は都城祭祀の祭料として位置づけられたと考える。

また、奈良時代になると、銅製人形と鉄製人形の違いがはっきりとしてくる。ここでは主要形式である銅無腕式と鉄刻腕式を比較してみよう。上述したように、銅無腕式には4～5寸という一定の規格があるが、奈良時代の鉄刻腕式には数種類の規格があったらしい。また、顔面の表現も前者にはない場合が多いが、後者には必ず伴う。そして、銅無腕式は宮内とその周辺が分布の中心であるが、鉄刻腕式が出土したのは宮外のみである。さらに、これらを木製人形と比べてみると、木製人形は銅無腕式のような一定の規格はなく、顔面の表現もあるものとなるものがある。ただし、墨書とたがねという方法の違いはあるが、木製人形では表情や表現が多彩であるのに比べ、金属製人形では変化に乏しい。木製人形の出土地点も宮内外から広く出土し、都城遺跡以外からも出土する。全体の形状は、すでに述べたように、奈良時代には金属製と木製人形の違いは顕著になっている。全体として、銅・鉄・木の人形には、それぞれに独自の特性があり、奈良時代においては、使用における意味の違いがあったと考えられるのである。

このような差がなにに基づくのかは定かではない。道教教典の『赤松子章曆』に記された金・銀・錫の人形には、安全祈願や鎮墓などそれぞれ異なった機能があるらしい<sup>13)</sup>。木製人形に、呪い・病氣治療など、明らかに祓え以外の用途で用いられた例が存在することは、奈良時代の日本の人形にも、材質による機能差が存在したことの例証となるかもしれない。あるいは、道教との関連からすれば、隠陽思想や五行思想などに基づく意味の違いがあるのであろうか。また、道教教典に記された機能とは異なり、日本では材質の差は使用者の階級を象徴し、金属製人形の使用は天皇・中宮・東宮に限定されると考えられている<sup>14)</sup>。この指摘も含め、7世紀後半の導入以後、人形祭祀には様々な形で日本独自の信仰・思想の影響が加わり変化していったと考えるべきであろう。

## E ま と め

上述してきたように、7世紀後半に導入された金属製人形には、奈良時代初頭に大きな画期がある。これは生産面からいえば量産化と規格化であり、同様の現象は専用品ができる人面墨書土器や土馬にもいえそうである。金属製人形に限っていえば、水野正好の試算では『延喜式』に記された天皇の金属製人形の使用量は1年に約800枚であり<sup>15)</sup>、奈良時代にすでにこのような大量使用が始まっていた可能性が高い。また、金属製人形を含めた祭祀用具の規格化は、祭祀制度の整備と関連するのであろう。平城京遷都後に、あらためて都城祭祀の制度が整備され、これは律令祭祀における一つの画期と考えられるであろう。現在、長岡京・平安京で金属製人形の出土例がなく、奈良時代の金属製人形における原則がその後どのように変遷したかを考古学的に追うことはできないが、やはり何度かの画期があつて『延喜式』に記された形態へと至るのであろう。

1) 金子裕之「平城京と祭場」『国立歴史民俗博物館研究報告』第7集 1985 p. 250

2) 異淳一郎「まじないの世界II」『日本の美術』第361号 1996 p. 32

- 3) 坂本美夫・末木 健・堀内 真「シンポジウム奈良平安時代土器の諸問題 甲斐地域」『神奈川考古』第14号 1983
- 4) 金子裕之「日本における人形の起源」『道教と東アジア』1989 p. 41
- 5) 松村恵司「平城宮出土金属製人形」『年報1984』1984 p. 63
- 6) 巽淳一郎 註2) 前掲書 p. 33
- 7) 巽淳一郎 註2) 前掲書 p. 33
- 8) 松村恵司 註5) 前掲書 p. 63
- 9) 泉 武「律令祭祀論の一視点」『道教と東アジア』1989 pp. 73—76
- 10) 金子裕之「古代の木製模造品」『研究論集VI』1980、註4) 前掲書 p. 51
- 11) 佐田 茂「沖の島祭祀の変遷」『古代を考える 沖の島と古代祭祀』1988
- 12) 佐田 茂 註11) 前掲書 p. 129
- 13) 福永光司「道教における「醮」と「章」—『延喜式』の「祭祀」と「祝詞」によせて」『道教と東アジア』1989 pp. 25—34
- 14) 金子裕之 註1) 前掲書 pp. 219—289、註4) 前掲書 p. 51
- 15) 水野正好「招福・除災—その心の考古学」『文化財学報』第1集 1982、「人形—その世界」『古代の顔』『福岡市立歴史資料館図録』第7集 1982

## 6 木 簡

官 司 関 係  
木 簡  
ここでは特に東一坊大路西側溝出土の木簡について、考察を加える。それらの全体的な特色を挙げてみると、まず文書木簡の中に、官司に関係するとみられるものが多いことを指摘することができる。

3は正本ではなく、習書とみられるが「皇后宮職解」の文書木簡である。4は中務省から衛門府に宛てた移、6は衛門府からの牒。7は「松本□[宅ヵ]」宛の牒だが、差出所は不詳。8は文書木簡ではなく題籤軸であるが、「諸司」からの「文」を継いでいるから、やはり官司で用いたものであろう。11・12・14にはいずれも「案主」が見える。13は6015型式であり、「可授新□位」という叙位にかかわる文言からして、式部省ないしは兵部省で作製されたものであろう。

第2に、衛府にかかわるものが目立つ。4・6・20は衛門府にかかわり、24には右兵衛府、15・23・33には「府」という語が見える。26「佐」は衛府の次官に使われる用字である。

また荷札木簡が目につくのも特徴の1つである。ただし61・68は、衛士ないし仕丁あてに国元から送られた養銭の荷札である。したがってこれらも衛府関係木簡が多いという、先に指摘した特徴にかかわる可能性がある。

このように内容的に注目される木簡が多く出土したが、それらの性格を考える時、大路の側溝からの出土という状況から、これらを一括史料として扱ってよいのか、さらにそれに関連してどこで捨てたのかという問題が生じてくる。十六坪の遺構には官衙の様相はあまり見られず、宅地の可能性が大きく、これらの木簡と直接結びつくとは考えがたいのである。すなわち十六坪から東隣の溝に捨てたとは考えにくく、上流部ないしは東一坊大路を挟んだ東側から捨てられた可能性が大きいとみられる。

廃棄場所は  
ど こ か  
その場合、西側溝は大規模な溝であるから、かなり上流から流れてきたということも考えられる。極端に言えば、溝を遡っていくと、平城宮東南隅に行き着く。木簡の記載内容からすると、これらが平城宮内で用いられた木簡であり、廃棄後ここまで流れてきたという可能性も捨てきれない。しかしまた木簡の出土状況から判断すると、出土地点の偏りの傾向が、土器や祭祀遺物などの他の遺物と同じ傾向を示すことから、そう遠くから流れてきたものではなく、重量のある他の物と同じ場所(出土地点の近く)で廃棄されたのかもしれない。さらには廃棄場所は1カ所とは限らず、複数箇所でもあり得る可能性も大きい。

南北溝での  
出 土 例  
こうした問題に見通しを得るために、京内における南北道路側溝からの木簡出土例を見ると、Tab. 30 のようになる。これによると、本調査区を除くと、東二坊坊間大路西側溝からの出土点数が多いことがわかる。そのなかでもとりわけ二条二坊五坪・十坪と三条二坊七坪部分からの出土が著しい。このうち左京二条二坊十坪は、平城宮東院の東面築地大垣南端部に近く、木簡のほとんどは、大垣を暗渠で抜けた東西溝が西側溝に合流する付近が、窪みになっている地点から出土した。したがって宮内で廃棄されたものが、宮外の西側溝へ流出したものとみられる。そのすぐ南に位置する六坪の東で出土した木簡も、陰陽寮官人の考課木簡や戸令条文を書いたもの、荷札などが含まれていることから、同じく宮内から流出したものと判断してよからう。

また二条二坊五坪は天平年間に藤原麻呂邸があったとみられ、三条二坊は一・二・七・八坪

Tab. 30 平城京内の南北道路側溝における木簡の出土事例

| 溝 名                   | 調 査 地 点       | 調 査 次 数                                     | 点 数 | 検出長 | 出 典                      |
|-----------------------|---------------|---------------------------------------------|-----|-----|--------------------------|
| 東一坊大路西側溝              | 左京三条一坊十五坪     | 118—8次                                      | 18  | 24  | 城13                      |
|                       | 左京三条一坊十六坪     | 234—9次                                      | 8   | 5   | 城27                      |
|                       | 左京五条一坊十五坪     | 市教委316次                                     | 9   | 3   | 木17                      |
|                       | 左京七条一坊十六坪     | 252次・253次                                   | 852 | 140 | 本書                       |
| 東一坊坊間大路西側溝            | 左京三条一坊十二坪     | 檀考研                                         | 2   | 14  | 木17                      |
| 東二坊坊間大路西側溝            | 左京二条二坊五坪・二条大路 | 123—26次<br>198A・B・C 次<br>202—13次<br>223—13次 | 276 | 82  | 城14<br>城23<br>城23<br>城26 |
|                       | 左京二条二坊六坪      | 44次                                         | 88  | 64  | 城6                       |
|                       | 左京二条二坊六坪      | 68次                                         | 79  | 50  | 城8                       |
|                       | 左京二条二坊十坪      | 99次                                         | 550 | 43  | 城11                      |
|                       | 左京三条二坊七坪      | 118—23次<br>178次・193A 次                      | 348 | 113 | 城13・<br>20・23            |
|                       | 左京三条二坊八坪      | 193B 次                                      | 131 | 42  | 城23                      |
|                       | 左京四条二坊七坪      | 市教委80次                                      | 2   | 14  | 木7                       |
| 東二坊坊間大路東側溝            | 左京三条二坊七坪      | 193A 次                                      | 7   | 1.5 | 城22                      |
| 東二坊坊間東小路東側溝           | 左京二条二坊十三坪     | 151—11次                                     | 3   | 23  | 城17                      |
|                       | 左京二条二坊十一・十四坪  | 市教委151次                                     | 22  | 20  | 木11                      |
| 東二坊坊間東小路西側溝           | 左京二条二坊十一・十四坪  | 市教委151次                                     | 9   | 20  | 木11                      |
| 東二坊坊間東小路東側溝<br>想定位置の溝 | 法華寺北方         | 242—13次                                     | 1   | 1   | 城29                      |
| 東三坊大路東側溝              | 左京一条三坊十五・十六坪  | 55次・56次・57次                                 | 33  | 240 | 城7                       |
| 東堀河                   | 左京四条三坊十坪      | 市教委314次                                     | 3   | 32  | 木17                      |
|                       | 左京八条三坊九坪      | 93次                                         | 5   | 4   | 城11                      |
|                       | 左京八条三坊十一坪     | 市教委東市 4 次                                   | 6   | 6   | 木6                       |
|                       | 左京九条三坊五坪      | 141—23次                                     | 5   | 6   | 城16                      |
| 朱雀大路西側溝               | 右京三条一坊一坪      | 143次                                        | 2   | 4   | 城16                      |
| 西一坊坊間大路西側溝            | 右京八条一坊十一坪     | 149次                                        | 18  | 74  | 城17                      |

\* 調査次数欄の「檀考研」は奈良県立檀原考古学研究所の調査、「市教委」は奈良市教育委員会の平城京の調査次数を示す。また、「検出長」の単位は m。出典欄の「城」は「平城宮発掘調査出土木簡概報」、「木」は「木簡研究」の意。

は奈良時代初頭には長屋王邸があり、天平年間には光明子の皇后宮職が置かれるようになっていたと考えられている。その脇の、二条二坊五坪、三条二坊七・八坪部分の側溝から出土した木簡については、上の施設から廃棄されたものが多く含まれている可能性が大きだろう。それは、皇后宮職関係木簡は二条大路上に掘られた濠状遺構から大量に出土しているが、七・八坪脇の西側溝出土の木簡にも内容的に共通するものが多いこと<sup>1)</sup>、少し南の四条二坊七坪になると、出土点数が極端に減ることからも窺える。そのことは木簡が実際にはそれほど流れず、廃

棄地点の近くから出土することを示すものである。

これ以外の側溝を見ても、東市の位置する左京八条三坊付近を除き、二条・三条といった宮近辺からの出土が目立ち、それより南ではあまり出土していないという傾向を見て取ることができる。そうした中で、本書で扱っている左京七条一坊は出土点数が突出しているのである。しかも東一坊大路西側溝を見ても、これまで三条と五条で木簡が出土してはいるが、量的に言って今回の比ではない。もっともいずれも今回ほどの長さにはわたっては発掘していないから、量的に少ないのは当然ではあるが、長さ1m当たりの出土点数を比べても、今回の出土点数は他を圧倒している。今回のそれは、宮内から流れ出たとみられる、左京二条二坊十坪における東二坊坊間大路西側溝出土木簡(第99次調査)に次ぐ、高い数値となっているのである。

出土地の近くで廃棄

こうした出土傾向を勘案すれば、ここで扱っている東一坊大路西側溝出土木簡は、たとえその内容が官衙的なものであったとしても、宮内から流出してそこまで流れていったものが主流を占めるとは考えがたいのではなかろうか。すなわちその多くは、出土地点の近くで廃棄されたものとするのが妥当であろう。それではそれは何であろうか。

宮外官衙

宮外で官衙的な文書木簡が使用された可能性がある所として考えられるのは、宮外官衙と諸司厨町である。前者の例としては、京内を管轄するため宮外にあるのが当然の左・右京職、東・西市司、それにそれとは性格を異にする大蔵省・大学寮、それに光明皇后の皇后宮職などがある。大学寮は平安京では左京三条一坊一・二・七・八町にあることが知られるが、平城京でも左京三条一坊七坪にあった可能性が指摘されている<sup>2)</sup>。しかし東一坊大路西側溝出土木簡には、3を除いて、これらにかかわるとみられるものはない。あるいは3は長屋王邸跡に置かれた皇后宮職から廃棄されたものかもしれないが、その場合は2km程流れてきたことになる。

諸司厨町

それに対し諸司厨町は、諸国から各官衙に上番した課役民や下級官人のために、京内に設けられた官衙付属の宿所である<sup>3)</sup>。『拾芥抄』中、宮城部第19には「諸司厨町」として、「神祇官町」「官厨家」「外記町」「大舎人町」以下、「左近四町」「左衛門府」「右衛門府四町」「使庁」「左兵衛町」「内豎町」「左獄」等が列挙されている。このうち「官厨家」(太政官厨家)、「使庁」(検非違使庁)、「左獄」などは京内に置かれた官衙そのものであるもので、ここでは除外する。それ以外は各官衙に属する非番の人達が居住した場であった。そしてたとえば「内蔵一町」が「近衛南、堀河西」とあることから、左京一条二坊六町全体を占めたことがわかるように、官衙ごとに町(坪)単位で宿所を形成していた。厨町と言われる所以である。

こうした諸司厨町の史料上の初見は、『日本後紀』大同3年10月丙辰条の「左衛士坊失火、焼百八十家、賜物有差」であるから、その存在は平安時代初めから確認することができる。しかし諸国からの上番によって官衙の運営が支えられるという体制は、平安時代になって始まったわけではない。したがってそれ以前の都城においても存在した可能性は大きい。長岡京については、木簡や墨書土器から官衙町・宿所町の存在が指摘されるようになっている<sup>4)</sup>。

それに対し、平城京ではいまだ確かな史料をもって、その存否を確言できるような状況にはなかった。だがそうした施設は不可欠であったはずである。こうした観点から、東一坊大路西側溝から出土した木簡を見ると、衛府にかかわるものが多いことが注目される。先の『拾芥抄』にも見えるように、各衛府は多数の衛士や兵衛等をかかえており、その宿所を確保する必要があった。したがって木簡の中には衛府の諸司厨町にかかわるものがあつた可能性があるのでは

衛府の諸司厨町か

なかろうか。ただし、諸司厨町という用語自体は平安時代のものであるから、正確には、それに類似する施設と言うべきである。

平安京における衛府の厨町の位置を『拾芥抄』及びその東・西京図によって見ると、諸本により差異があるが、左兵衛府は左京一条二坊と右京三条四坊、左近衛府は左京一条二坊、左衛門府は左京一条二坊と右京二条二坊・右京三条四坊、右兵衛府・右近衛府は右京一条二坊、右衛門府は左京一条三坊と右京三条四坊、となる。これによれば左・右京の一条・二条という宮城の東西に、接近して多くあったことがわかる。ただしこれは衛府の厨町のみの特徴ではなく、諸司厨町全体の傾向である。宮内への上番の便宜を考えれば当然のことと言えよう。もっとも宮城からやや離れた右京三条四坊には左兵衛府・左衛門府・右衛門府町が集中しているが、長岡京では右京四条二坊から「衛門」「衛」「右」と書いた墨書土器が出土しており、同京でもほぼ似たような配置を取った可能性がある<sup>5)</sup>。

これに対し本書で扱う木簡は、左京七条一坊からの出土であって、平安京の諸司厨町の立地に比べると、かなり宮城からは離れている。しかし平安京における立地をもって、平城京のそれを考えることはできないであろう。なぜならそこでは、左京一条二坊・二条二坊には平城宮が張り出し(東院)、その東にすぐ接して法華寺(前身は藤原不比等邸)・阿弥陀浄土院・海竜王寺があり、右京でも西大寺・西隆寺が四坊まで広がり、平安京のように諸司厨町が展開する十分な場がないからである。したがって平城京における諸司厨町の立地は平安京とは異なったものとならざるをえない。積極的に七条ないしそれに近い場所に諸司厨町があったということを証明することはできないが、それがあった可能性を否定することはできないであろう。

それ故、ここでは木簡の内容から、それらの中には近辺にあった衛府の厨町から廃棄されたものがかなり含まれていたのではないかという可能性を提示しておきたい。なおさらに絞り込めば、衛府の中では衛門府の可能性が最も高いのではなかろうか。

諸司厨町の大きな機能は、もちろん寝食の場ということである。食の材料は当然官給されたから、荷札木簡が多く含まれることは理解できる。そしてそこに多くの門部や衛士がいたとすれば、そこで彼らの上番・下番などに関する事務手続きが行われたり、本府から事務伝達があったりしても不思議ではない。したがって文書木簡が使われたことであろう。

諸司厨町の  
機能と木簡

もちろんすべての木簡を一律に諸司厨町ということで理解することができないことは、その内容の幅や時間的長さからも窺えるところである。たとえば先に述べたように「皇后宮職解」の文書木簡などは、これとは関係ないものである。平城宮の辺りから流れてきたものも含まれているのであろう。しかしながら平城京における諸司厨町の存在を示唆しているところに、本遺跡の木簡の重要性があると考えられるのではなかろうか。

1) 奈文研『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』1995

2) 奈文研『平城京左京三条一坊七坪発掘調査報告』1993

3) 諸司厨町については村井康彦「官衙町の形成と変質」『古代国家解体過程の研究』1965

4) 山中 章「初期平安京の造営と構造」『古代文化』46—1 1994

5) 山中 章 註4)前掲書

## 7 木棺墓 SX6428について

### A SX6428の概要

東一坊大路西側溝 SD6400の西方約 8 m、奈良時代の井戸 SE6432の東南方約 5 m で平安時代の木棺墓 1 基を検出した。主軸はほぼ南北であるが、わずかに北で西に振れる。墓坑の掘形は、長さ202 cm、北端幅65 cm、南端幅58 cm で、深さ19 cm が残る。棺材は遺存していなかったが、その痕跡から、長さ175 cm、北端幅56 cm、南端幅49 cm と推定できる。木棺の北端と中央の下には、主軸と直交して木材の痕跡があり、角材をわたして棧としていたと考えられる。副葬品には、土師器杯、黒色土器甕、須恵器平瓶、水晶玉、漆器椀、方形漆皮箱各 1、承和昌宝(承和 2 年：835年初鑄) 2 枚があり、木棺墓の年代は 9 世紀前半と考えられる。

### B 木棺墓の集成と SX6428の分析

SX6428と時期的に前後する畿内中枢部である奈良・京都・大阪地域の 8 世紀から10世紀初頭の木棺墓は、別表13の通りで、現在のところ30例を数える。

Fig. 55 に各木棺墓の墓坑・木棺の規模を示したが、これをみると、墓坑の大小は槨などの施設の有無とも関係する可能性がある。特に、幅100 cm 以下の墓坑には槨を伴わない。木棺については、小型のものを除けば、この時期のものは、墓坑の大小にかかわらず、長さ170~200 cm、幅40~60 cm の範囲にまとまる。おそらく、当時の木棺は、規模に多少のばらつきはあるものの、成人を伸展して葬るのに必要な大きさで製作したのであろう。

被葬者は成人か

SX6428の墓坑は、土師の里 9 号墓、長岡京六条大路など特に小型の例を除けば、比較的小型のもので、上記の幅100 cm 以下のものである。SX6428では槨は検出していないが、墓坑の規模からも、槨を設けていなかったことは確実であろう。また、木棺の規模は他の木棺が集中する範囲に入り、SX6428の被葬者も成人であったと考えることができよう。

SX6428では副葬品は北端に集中している。このように墓坑・棺の長軸端部に遺物が集中する例は、他にもしばしばみられる。こうした場合、現在のところ、歯や骨、身につけていた装飾品の位置で検証された事例

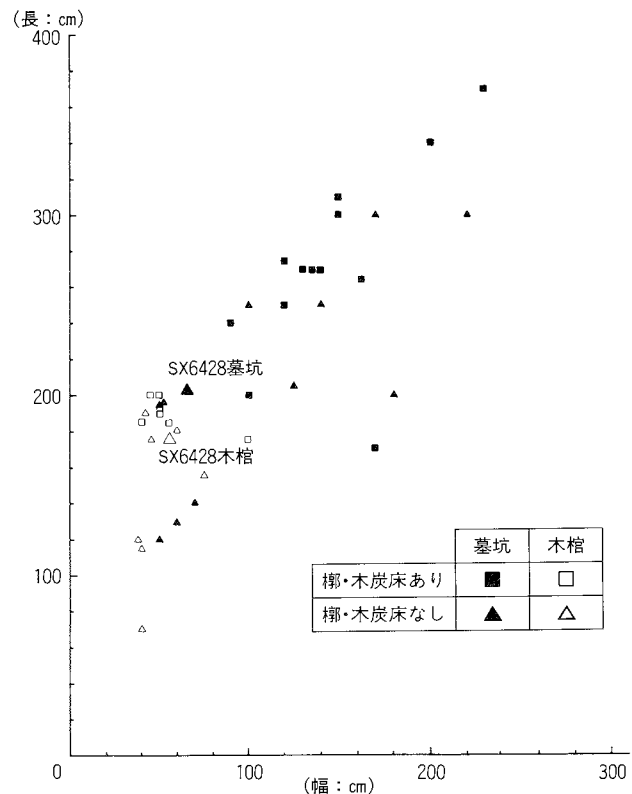


Fig. 55 木棺墓の規模

はないが、副葬品が集中する端部のほうに埋葬頭位を求めている。本例の場合も、副葬品の集中と棺幅が南より北の方が広いことから、北側に頭位を求めることができる。

頭位は北

副葬品のうち、平瓶、漆皮箱は棺底にほぼ接して出土したことから、棺内に副葬したとみることができる。一方、甕、漆器碗は棺底から遊離して出土しており、棺外に置いていた可能性が高い。また、杯と漆器碗は重ねていたと考えられる。つまり、北枕に安置された遺体の枕元に平瓶、漆皮箱を納め、棺蓋上に甕と重ねた杯、漆器碗を置いていたと推定できる。棺内のものは水滴と考えられる平瓶や方形漆皮箱など属人器的な色彩の強いものであるのに対し、棺蓋上に置いたと考えられるものは、碗、杯、甕など供膳に用いたものである。棺内に納めたものと棺外に置いたものの間で、意味を異にしていたのであろう。

副葬品配置  
に見る違い

SX6428では、銭貨、漆器碗、方形漆皮箱、水晶製小玉なども副葬されていたが、これらは8世紀後半から9世紀中葉にかけての木棺墓にしばしばみられるものである。こうした遺物が偶然選択されて副葬されたとは考えがたい。各木棺墓に、これらを副葬することに対して、共通した意味があった可能性がある。また、石帯、冠など、被葬者の階層を想定させるような副葬品はない。しかし、漆器や水晶玉などの当時にあつては高価と考えられるものを副葬していることから、SX6428の被葬者は、こうした高価なものを購入あるいは使用できるほど経済的に富裕な階層であったとみることができよう。十六坪の遺構変遷によれば、SX6428の属するV期では、この地は依然、宅地として機能しており、南西部の両廂付建物SB6595を中心に7棟以上の建物がある。SX6428とこうした建物群を明確に分離する塀などは検出していない。したがって、建物からやや離れるとはいえ、これらと同一宅地内に設けていることがわかるとともに、被葬者とその家族は十六坪の住人と関わりがあつた可能性が強く、宅地内に何らかの意図をもってSX6428を構築したと考えることができる。また、建物規模もSX6428の被葬者もしくはその家族は経済的に裕福な階層という先の想定とも矛盾しないものといえよう。

被葬者は経済的に裕福

## C 畿内中枢部における古代木棺墓

次に、集成した木棺墓を分析することにより、この時期の木棺墓について考察を加えてみたい。まず、槨の有無、副葬品の差を基準にすると、別表13の木棺墓はTab. 31のように分類できる。ここでいう官人的副葬品とは、被葬者が官人であることを推定しうる石帯、冠を指す。

木棺墓の  
分類

8世紀から9世紀にかけての木棺墓は、従来から律令官人の墓と指摘されてきた<sup>1)</sup>ところであるが、今回の分類では、官人的副葬品をもつB類・C類・G類のほか、D類のなかで、奈良時代の墳墓としては珍しい磚槨をもつ高安城30号墓、官人の墓とされるものにしばしば伴う墓誌・買地券とされる鉄板が出土した高安城10号墓、また当時貴族しか使用できなかったと考えられている金属製食器が副葬されていた杵掛墓も官人墓の可能性が高いとみなせよう。したがって、官人墓と考えることができるのは、B・C・G類とD類の一部となるが、これらの多くのものが、槨をもつことは注目できる。しかし、同時に木棺墓には官人的な副葬品をもち、被葬者が官人とは把握しかねるものが多数存在することがわかる。そして、これらの多くは、E類に代表されるように、槨をもち、構造的にも官人墓とは差異があることが判明する。

次いで、副葬品をみると、漆器、鏡、土器、玉など、様々なものの副葬が8世紀末に始まり、官人的な副葬品は9世紀後半に入ると激減するなどの変遷をたどる。また、槨についても副葬

Tab. 31 木棺墓の分類

| 分 類 | 槨 | 土器の副葬 | 官人的副葬品 | 木 棺 墓                                                                             |
|-----|---|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| A 類 | 有 | 有     | 無      | 能峠1号墳、長野、安祥寺下寺下層                                                                  |
| B 類 | 有 | 有     | 有      | 平吉、岡本山1                                                                           |
| C 類 | 有 | 無     | 有      | 木津西山、西野山、伽山、土師の里1                                                                 |
| D 類 | 有 | 無     | 無      | 高安城10、高安城30、沓掛、岡本山2                                                               |
| E 類 | 無 | 有     | 無      | 平城京 SX6428、飛火野、池上、西山Ⅰ号墓、西山Ⅱ号墓、石光山11号、石光山12号、丹切第2床面、丹切第3床面、能峠3号墳、杣屋、土師の里9、大坂城三の丸墓1 |
| F 類 | 無 | 有     | 有      |                                                                                   |
| G 類 | 無 | 無     | 有      | 笹尾                                                                                |
| H 類 | 無 | 無     | 無      | 長岡京六条大路、箸尾                                                                        |

品同様、8世紀末以降、槨を伴わないものが増加していくといった変遷をみることができる。

#### 木 棺 墓 の 変 遷

こうした状況をもとにすれば、木棺墓の変遷には以下の3つの段階があることが判明する。

①奈良時代後半の段階：木棺墓の出現期である。当初はC・D類が中心であった。

②8世紀末から9世紀中頃までの段階：木棺墓が増加するとともに、多様化する時期である。従来あったC・D類に加え、槨のないE類など、多くの類型のものが出現する。また、鏡や玉などの奢侈品をもつものも多く、土器の副葬が始まるのもこの時期からである。

③9世紀後半以降の段階：主流となる類型がE類になる時期。槨や官人的副葬品をもつ類型は数が激減したり、あるいはかつてなかったような多量の土器を副葬するB類がみられるなどの現象がみられる。

#### 木棺墓変遷の背景

この変遷については、副葬品などから以下のような背景があると想定できるであろう。

①段階で出現したものが、いずれも律令官人の墓とみなせるものであることから、木棺墓は律令官人層の墓として出現したと考えることができよう。また、この段階の木棺墓は、いずれも槨をもつ構造であることから、当初は、槨と木棺は一体のものであったと想定できる。火葬墓にあっても、8世紀から9世紀に、蔵骨器を納める外容器をもつものや木炭で蔵骨器を覆う例が多数知られているが、これなども蔵骨器は木棺、外容器・木炭は槨に対応させることができ、木棺墓は本来、槨を伴うものであったという想定を傍証しよう。また、時代は下るが、承和9(842)年の嵯峨上皇遺詔にある「重以棺槨、繞以松炭」(『続日本後紀』同年7月丁未条)という語句も、これが漢文修飾であっても、その一端をあらわしたものとみることができるとともに、当時、遺骸は棺・槨で丁重に葬るものと考えられていたこともうかがうことができる。また、後にしばしば副葬される土器は、当初は副葬されることがなかったようである。

②段階に入っても官人墓とみられるC・D類は存続している。先にあげた嵯峨上皇遺詔のように官人層では、棺と槨は一体とみなす考えは綿々と継続していたとみることができよう。その一方で、A・E類などが出現し、木棺墓は多様化していく。これらは官人的な副葬品をもたない点や槨を設けないなど、従来の木棺墓とは異なる面をもっており、従来からの木棺墓受容層であった官人の意識の変化とともに、官人層とは別の階層の人々が、新たに木棺墓を受容し始めたことを示している可能性が高い。また、奢侈品の副葬が目立つことは、木棺墓受容層が経済的に富裕な階層であったことを示していよう。さらに、棺外に土器を副葬するようになったことは、この時期から埋葬時に土器などの埋納を行なうような儀礼や習俗が広まったとみること

|   | 8世紀（後半）           | 9世紀                         | 10世紀                                          |
|---|-------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------|
| A |                   | ◆長野                         | ◆能峰南山Ⅰ                                        |
| B |                   | ◆岡本山Ⅰ                       | ◆平吉 SX16                                      |
| C | ◆伽山               | ◆西野山 ◆土師の里Ⅰ                 |                                               |
| D | ◆高安城30 ◆沓掛 ◆高安城10 |                             |                                               |
| E | ◆土師の里 9           | ◆池上 ◆平城京 SX6428<br>◆大坂城三の丸Ⅰ | ◆能峰南山 3<br>◆飛火野<br>◆西山Ⅰ・Ⅱ<br>◆石光山Ⅰ・Ⅱ<br>◆丹切43 |
| G |                   |                             | ◆笹尾                                           |

Fig. 56 木棺墓の変遷

あり、都市部での状況をうかがうことができる。②段階でみられるようになる土器や漆器を副葬する習俗も、こうした奢侈の流行と関わりがあるかもしれない。また官人を含め、この時期から槨を設けなくなり、かわりに副葬品が増えていくことは、埋葬が簡素化していくのに反比例して葬儀が重視されていったことを反映しているであろう。

③段階にみられる E 類の主流化や多量の土器を副葬する B 類の出現は、前段階にあらわれた埋葬時の土器埋納をとまなう習俗の定着を示している。これとともに、槨を伴い、土器を副葬しないといった初期の木棺墓にみられる状況は、ほとんど形骸化したと指摘できるであろう。また、同時に、官人墓とみられるものの激減は、官人層が木棺墓から離れたなどの木棺墓受容層の変化も想定させる。平安時代に入ると火葬がしばしば行われ、平安京では鳥辺野、深草などの火葬の場も成立する。官人層は、火葬墓へ回帰した<sup>2)</sup>とすれば、この想定に合致する。このように、この時期に木棺墓自体の性格や木棺墓受容層の変質が進行したといえよう。

以上 3 段階を通してみると、官人層は比較的、棺・槨の組み合わせを保持しようであるが、木棺墓を受容する層が広がる中で、槨を設けずに簡略化していく様相が認められる。最終的には、官人層が木棺墓から離れることで、棺・槨の組み合わせが廃れたとみることができる。

## D ま と め

SX6428は、槨がなく、土器を副葬するという特徴と 9 世紀前半という年代から、E 類では 8 世紀末から 9 世紀初頭のものと、9 世紀末から 10 世紀初頭のものの間に入るものであることがわかる。木棺墓全体の分析で述べたように、この類型は官人以外の階層の墓である可能性が高い。では、実際、SX6428は、どのような階層であり、どのような背景をもっていたと想定できるのだろうか。脂肪酸分析の結果をもとに被葬者を男性として考えていきたい。

副葬品からは、経済的に裕福な階層であったと想定できた。藤原宮跡出土の宮所庄木簡<sup>3)</sup>には宮所庄に必要な物品を奈良の市場で購入したり、物資を運送業者を雇って運搬したことが記されている。このように奈良では、商人や運搬業者が活躍していたことがうかがえ、彼らも被葬者層の候補となろう。

一方、当時の平城京跡の状況をみると、『類聚国史』巻31に大同 4 (809) 年 12 月に平城上皇が右京二条に残存していた故右大臣大中臣清麻呂邸を使用したことが記録されており、貴族の邸宅

がでしよう。副葬した土器には、長頸壺、皿、椀など供膳形態が多く、こうした儀礼や習俗に被葬者への供物や埋葬時の飲食などが含まれていたと想定できる。裕福な階層の葬儀については、延暦11(792)年7月27日太政官符に「豪富之室、市郭之人、猶競奢靡不遵典法、遂敢妄結隊伍仮設幡鐘、諸如此類不可勝言、貴賤既無等差、資財空為損耗、既宅之後酣醉而歸」(『類聚三代格』巻19禁制事)と

被葬者層の  
想 定

が遷都後も残存していたことが判明する。実際、十六坪でも SX6428 と同時期の建物群を検出している。それとともに、『日本三代実録』貞観 6 (864) 年 11 月 7 日条の「大和国言(中略)延暦七年遷都長岡、其後七十七年、都城道路、変為菖田畝、内蔵寮田百六十町、其外私竊墾開、往々有数」をはじめ、旧平城京内の土地、田畑がしばしば、官司・皇族・貴族・寺院に下賜された記録があるように、開墾活動が盛んであったことがうかがえる。ここから、土着化した官人、貴族・官司・寺院の邸宅・田地を管理する管理人や遷都後の土地を「私竊に墾開」し、私有していた有力農民層(力田の輩)なども SX6428 の被葬者の候補として想定できよう。ここで注目できることは、廃絶後の難波京・長岡京域や 9 世紀後半の宇陀地域など、田畑の開墾・山地開発が盛んに行われていた地域でも、E 類の木棺墓がしばしばみられる点である。

さらに、立地についてみると、他の墓がしばしば集団墓中や古墳周辺・石室内に設けているのに対して、SX6428 は、宅地の片隅に設けるという比較的特殊なあり方を示している。先に、被葬者を十六坪の住人と関連するものと想定したが、この宅地内に墓を設けるといった行為には土地への執着すら看取できる。

土地開墾・  
私有に関連  
する階層か

以上の点を考慮すると、先に上げた階層では土着化した官人、有力農民層など土地の開墾・私有に関連する階層が最も適合すると考えられよう。この点では、『朝野群載』巻 17 に収められた寛平 2 (890) 年の従四位上藤原良尚蔭子菅根等連署荘園施入帳に記載された、父から伝領した上総国藻原荘内に墳墓を作るとともに、子孫が遺志に背いて同荘を他人に手放し、「令牛羊踐我墳墓」を恐れ、興福寺にこの藻原荘を施入・保全しようとした 9 世紀前半の常陸介藤原春継の事例が、土地の私有を永続させるために墓が果たす機能をうかがわせており、興味深い。

さらに、『日本後紀』延暦 16 (797) 年正月壬子条にみえる勅に、「山城国愛宕葛野郡人、每有死者、便葬家側、積習為常」とあり、家の側に死者を葬る風習が存在していたことを知ることができる。SX6428 は、こうした宅地・家の傍に墓を設ける風習が畿内の他の地域でも行われていたことや、その実態を示しているのではないだろうか。

以上の推定に立てば、先にあげた木棺墓の変遷は、律令官人の墓制の変化とともに、SX6428 にみられるような非官人的で経済的に富裕な階層、具体的には有力農民層などの出現・展開と密接に関わるとみることができる。E 類に代表される非官人墓的な木棺墓が増加していくことは、8 世紀末以降、こうした階層が近畿各地で活動を盛んにしていったことを示していると考えられよう。これに対し、官人的な木棺墓の減少は、上級官人の薄葬化<sup>4)</sup>や、中・下級官人の没落などといった状況と関連してくるのであろう。

今後、資料が増加し、多方面からの分析が可能になれば、この時期の墳墓研究は、様々な面での成果が期待されるであろう。

1) 黒崎 直「近畿における 8・9 世紀の墳墓」『研究論集』VI 1980

地村邦夫「大阪府における古代・中世の木棺墓について」『大阪府埋蔵文化財協会 研究紀要』3 1995

2) 黒崎 直 註 1) 前掲書

3) 奈文研『藤原宮出土木簡』6 1983

4) 黒崎 直 註 1) 前掲書

## 8 結 語

平城京左京七条一坊十五・十六坪の発掘調査の成果については、以上の各章で詳細に述べた。ここでは、その内容を要約し、あわせていくつかの課題について触れておく。

### i 遺 構

今回の発掘調査では、左京七条一坊十六坪のほぼ3/4を調査するとともに、東一坊大路西側溝等の条坊関連遺構が明らかになった。

**条坊関連遺構** 東一坊大路西側溝と七条条間北小路および両側溝については、1坪分にわたり調査し、さらに拡張区を設けて、東一坊大路東側溝、六条大路と東一坊坊間東小路、それぞれの両側溝を確認した。東一坊大路は、溝心々距離22.5 mで、大尺、小尺のいずれも完数を得られなかったが、これは、おそらく奈良時代末に、西側溝が大規模に改修されて、溝心が本来の位置より東になった結果と考えられよう。西側溝は幅7.5～8.6 m、深さ1.5～1.7 mで、平城京の基幹排水路にふさわしい規模を有していた。大きく3時期の変遷をたどり、最終的には、調査地の中ほどで検出した堰によって、東へ流れる用水路として機能していた。また、西側溝に架かる橋を検出した。十六坪への出入りのためと考えると、大路側溝に架かる橋であることから、坪の性格や居住者とも関係してくるが、外周閉塞施設が存在していた時期には併存しがたいものである。今回の調査では、時期を確定するにはいたらなかったが、I期の平城京造営の拠点施設への物資の搬入にともなう、仮設的な橋であったとも考えられよう。

大路側溝に  
架かる橋

一方、六条大路の両側溝を一度に検出した調査は今回がはじめてで、当初想定していた位置より南で検出するとともに、溝心々距離14.3 m(40大尺)と、他の大路より規模が狭いことが明らかになった。これが、当調査地のみ状況であるのかは、今後の調査の進展を待たねばならないが、右京域においても、同規模であったとすると、従来、問題にされてきた薬師寺南門と六条大路北側溝の位置関係については、一応の解決をみることになった。さらに、十六坪の四周を取り囲む条坊の位置を確認したことにより、十六坪は、道路心々間が東西・南北ともに450尺より長い、広めの坪であり、平城京の街区割が、必ずしも条坊計画の規格通りではない場合もあることが明らかになった。

六条大路  
の規模

**十六坪の遺構** 坪のほぼ3/4を調査した十六坪の遺構は、時期を示す遺物の出土は少なかったが、主として重複関係と位置関係により、奈良時代から平安時代におよぶ6時期の変遷をたどることが明らかになった。また、その間、敷地が細分されることもなく、1町規模の利用形態であった。

平城京造営当初のI期は、坪西半に遺構が集中し、東半は空閑地となっている。建物配置の規則性や中心的な建物が認められず、地理的条件も考慮すると、一般的な宅地というよりも、平城京造営にともなう仮設的な施設であった可能性が考えられた。

仮設的な  
施設

これに対し、II期とIII期は、計画的な敷地利用が認められ、官人の宅地と考えられる。坪の中枢は、正殿と脇殿風の建物を規則的に配置した南東部にある。南北塀で区画した西半は厨的空間になるのであろう。

奈良時代末から平安時代にかけてのⅣ期には、坪西半に建物が集中する。倉庫等の存在も含め、建物配置からは、一般の宅地とは考えにくく、東一坊大路西側溝出土の韃羽口片や甑、鉢片、鉢滓等を考慮すると、この坪において、生産活動が行われていた可能性も考えられよう。

Ⅴ期の平安時代になっても、敷地の利用密度が低くなるというものの、宅地として利用されており、平城京廃都後も、人々が住み続けていたことが確認された。また、敷地の一郭には墓が営まれていた。しかし、Ⅵ期になると、小規模建物が散在するのみで、大半は耕地化していたと思われる。東一坊大路西側溝が最終的に水田の用水路として利用されていた時期がこれにあたる。

祭 己 坑      なお、七条条間北小路南側溝の溝底で検出した土坑は、溝に水が流れていない段階で掘られたものである。墨書人面土器やウマの頭蓋骨、四肢骨等を納めており、出土した土器から奈良時代初頭に位置づけられる動物祭祀の遺構である。また、大路上等で検出した5基の土器埋納  
小 児 埋 葬      遺構は、脂肪酸分析の結果、いずれもヒトを埋葬したもので、その大きさからは、小児埋葬と考えられるものである。これらは、いずれも平城京で初めて検出された例として、注目されるであろう。

## ii 遺 物

遺物は東一坊大路西側溝を中心に、土器・土製品、瓦磚類、木製品、金属製品、石製品、木簡が出土し、平安時代の木棺墓からは承和昌寶、漆器、土器が出土した。

瓦磚類の出土は、調査面積からみて、軒瓦類を含めてそれほど多くはない。坪内においては、部分的にせよ、瓦葺であったと考えられる建物は検出していない。未調査地に想定することも不可能ではないが、これらは、主として外周閉塞施設にともなうものであったと考えられよう。また、土器埋納遺構に使用していた甕は、河内中部、あるいは摂津東部から山城南部にかけての地域との関連性が強いものであることから、それらの地域と居住者の間に何らかの関係を想定しうるであろう。甕は平城宮土器Ⅱに属すとみられることから、遺構変遷では、官人の宅地としたⅡ期にあたることになる。

祭 祀 関 連      一方、西側溝から出土した金属製人形、琴形等の木製形代類、墨書人面土器、小型模造土器、  
の 遺 物      土馬等の祭祀関連遺物は、祭祀土坑とともに、平城京における祭祀の様相を知る、良好な資料となるものである。琴形は、従来知られていなかった形の琴の存在を暗示するものであり、墨で波線を描いた矛形も類例の少ないものとして注目されるであろう。

また、平城京では、平城宮およびその周辺から多く出土していた金属製人形が、平城京南半  
鉄 製 人 形      から数多く出土した。しかも、その大半が鉄製であり、今回の鉄人形の出土量は、従来の点数を上回るものであった。銅人形と同じ作りの1点を除くと、左右に緩く蛇行する体と「人」字形に両脚を開く特異な形態をしているものと顔から腰にかけて円孔を4個穿っているものとなる。前者は、これまでの金属製人形になかった形態をしており、後者については、目、鼻、口をタガネで刻んだ後に穿孔し、脚はタガネで切り込みを入れて左右に開くという順で製作している状況がうかがえる。

なお、石帯（蛇尾）は、木棺墓の存在とともに、平安時代になっても、人々が活動していたことを物語るものであり、遺構変遷とも矛盾しない。

## iii 課題と展望

十六坪の遺構は、奈良時代から平安時代にかけて、6 時期にわたって変遷することが明らかになったのであるが、その中で、Ⅱ期とⅢ期の間に恭仁宮遷都を想定している。近年、平城京の調査が進展するなか、恭仁宮遷都の前後の時期で、基本的な建物配置に大きな変化が見られず、一部の建物は残しつつ、建て替えを行っていると考えられる例も認められるようになってきており、遷都に伴う平城京の動向を具体的に知る手がかりが増加しつつある。本調査地においても、敷地利用形態が基本的に踏襲されている点は注意すべきであろう。また、これまで、小面積の調査等では、築地等の存在は雨落溝を検出することによって想定していたが、広い面積を調査し、遺構と遺物を合わせ検討することにより、坪の外周閉塞施設が、ある程度の期間において成立した状況が考えられるにいたった。すなわち、北面より遅れて東面、次いで南面が施工された状況を窺うことができ、宅地に外周閉塞施設が必ずしもともなわない場合のあることが明らかになった。さらに、小規模宅地が多いと考えられてきた平城京南半において、奈良時代前半から1 町規模の宅地を確認したことは、従来の見解が確定的なものではなく、今後

敷地利用形態の踏襲

1 町の宅地

今回の調査では、東一坊大路西側溝から大量の遺物が出土した。道路側溝出土遺物については、それらがどこで投棄されたものであるか確定しがたいという問題が常に伴う。東一坊大路西側溝は平城宮から南流する平城京の基幹排水路の一つであり、特に、今回の調査地付近は、地形的にも溝の傾斜が緩くなったところであるだけに、上流域から流下してきた可能性も捨てがたい。したがって、今後、こうした道路側溝から出土した遺物については、平城京における排水系統・集水域に関しての検討も必要になってくるであろう。しかし、今回の調査では、矛形や琴形木製品のみならず、木簡や土器、動物遺存体などの出土状況からは、これらの遺物が比較的出土地に近いところから投棄されたものと考えられる。その観点にたつと、西側溝出土から出土した木簡は、その内容から京域における諸司厨町に類似する施設が、調査地を含めた近辺に存在していた可能性を示唆している。そのような施設が十六坪にあったとすると、木簡の出土層位からは、官人の宅地とした遺構変遷のⅡ・Ⅲ期にあたることになる。しかし、土器埋納遺構について述べた点と果して整合性を持ちうるのか、明確な解答を得られないのが現状であり、また、上述したような施設がどのような遺構配置となって現れるのか、いまだ不明な部分が多い。これらの点については、今後、平城京の発掘調査が進展していくなかで、明らかになってくることが期待されるであろう。

諸司厨町か